

平成 2 3 年 第 2 回 御代田町 議会 定例会  
議事日程 (第 3 号)

平成 2 3 年 6 月 8 日

日程第 1 一般質問

## 平成 2 3 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 3 年 6 月 6 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 3 年 6 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 3 年 6 月 1 3 日	午前 1 0 時 1 6 分

### 第 3 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 3 年 6 月 8 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 3 年 6 月 8 日	午後 3 時 4 9 分

### 出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出欠席	議 席	氏 名	出欠席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	5 番 池 田 健 一 郎
	6 番 東 口 重 信

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	教 育 長	高 山 佐 喜 男
総 務 課 長	荻 原 眞 一	会 計 管 理 者	重 田 重 嘉
税 務 課 長	山 本 邦 重	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
町 民 課 長	尾 台 清 注	教 育 次 長	荻 原 正
産 業 経 済 課 長	清 水 成 信	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
消 防 課 長	重 田 勝 彦	建 設 課 長	荻 原 浩
建設課長補佐兼建設係長	大 井 政 彦		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

## 第 2 回定例会会議録

平成 23 年 6 月 8 日 (水)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (柳澤 治君) おはようございます。

これより、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は、13 名全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

――― 日程第 1 一般質問 ―――

○議長 (柳澤 治君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を続行いたします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
	6	野 元 三 夫	大震災後、町は防災計画をどのように考えているか
	7	笹 沢 武	町民参加のまちづくり策を問う
			御代田町誌歴史編 (下) の刊行を問う
			新庁舎建設の構想を問う
			御代田町ホームページの更新を問う
	8	茂 木 勲	防災行政無線の進捗状況は
			国有地の取得について
	9	内 堀 恵 人	都市計画区域と都市計画税について
			浅麓環境施設組合の運営について
	10	市 村 千 恵 子	水道水源地保全条例制定の考えは

通告 6 番、野元三夫議員の質問を許可いたします。

野元三夫議員。

(1 番 野元三夫君 登壇)

○1番（野元三夫君） 改めておはようございます。

通告番号6番、議席番号1番、野元三夫です。

東北地方や長野県北部の大地震から、3カ月が過ぎようとしていますが、行方不明者8,000名余、避難生活を余儀なくされている方が10万人もいることに、心が痛んでおります。

御代田町地域防災計画書によると、県の防災計画は、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、町の地域防災計画は、住民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用にあたっては、両者が有機的に作用し初めて防災対策が効果的に推進されるものであると書かれております。

私は、町の地域防災計画は、住民に直結した具体的な防災計画であるという観点から1つ自然災害についての怖さや発生の可能性を知ること、それから報せること、2つ目として、災害発生時の避難行動のあり方、交通規制等の進め方、3つ目として、避難を余儀なくされた方々に対する援助、また情報の提供のあり方などについて質問をしたいと思います。

まず、自然災害について知ること、報せることについて、質問をいたします。

私が御代田町に来て30数年が過ぎ、記憶に刻みつけられるような大きな災害もなく、住みやすい町だと感じております。私同様、転入者も多い当町においては、噴火、地震、水害、土砂崩落などの災害の歴史を知らない住民も多くいると思います。そして防災工事、例えば塩野の空堀、ハザードマップ等は、過去の災害を繰り返さないためにあると考えます。

まず、当町では、どのような自然災害を想定しているのか、また大きな災害の歴史を教えてくださいたいと思います。

昨日、浅間山の歴史は、弘議員が述べられましたので、それ以外の自然災害についてお答えをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） それでは、お答え申し上げます。

町の地域防災計画では、その災害の想定している部分でありますけれども、風水害、震災、地震ですね、それと火山とその他の災害、その他の災害というのは、雪

害、航空災害、道路災害、鉄道災害、危険物等災害、林野火災、これらを想定しております。

また、災害の歴史についてであります。野元議員もおっしゃられたとおり、浅間山の噴火に関しましては、昨日、古越 弘議員から丁寧にお話しいただいたとおりで、過去に大規模な噴火を繰り返し、当町にも甚大な被害を及ぼしているということでもあります。

その他の災害につきましては、地域防災計画の資料編に、昭和30年代以降の主なものが記載されておりますので、またそれを後ほどご覧をいただきたいと思っております。

それ以前ということになりますと、私の方でちょっと調べたところ、記録に残っているものでは、大正11年4月24日に季節外れの大雪が降った後、急な高温と大雨により、濁川で大洪水が起き、1名の方が亡くなり、製材所、家屋、水車小屋の流失など、清万地区から佐久市の西屋敷北側にかけて、農地にも大きな被害を及ぼした記録が残っています。

また、昭和25年8月5日には、現在塩野区の舟ヶ沢地籍で鉄砲水が発生し、3名の方が亡くなり、家屋の埋没や農地の流失など、大きな被害を受けています。

これらの記録は、御代田町誌にも記載されております。舟ヶ沢地籍につきましては、過去に大きな災害が発生している経過があることから、現在、塩野区におきまして、まちづくり交付金事業により、排水路整備を実施しているところであります。しかしながら、野元議員がおっしゃられるように、転入されて来られた方や、若い方には、過去の災害について知る機会がないと思っております。このため、浅間山火山防災対策連絡会議がかかわる砂防住民防災防土講座への参加や、出前講座などを活用していただくことなど、町としても広報活動に今後努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 野元三夫議員。

○1番（野元三夫君） 町発行のハザードマップについてなんですが、いま現在発行されているのが、浅間山対応だけですので、他の自然災害、いまの歴史で舟ヶ沢、それから大雪で濁川等々ありましたが、そのような他の災害についてのマップ作成の予定はあるのか、もし、作成予定があるようでしたら、昔からの地名と災害の歴史は何らかの関係があるといわれており、当町にもいま言われたような、沢、倉、草、

原、原っぱの原、等々地名があります。それから新しい町名としては、栄町、西軽井沢、平和台、というような、昔からある地名でない地名も多く存在しております。そこで、もし、つくる予定があるようでしたら、自然災害の可能性と、それから旧地名、これはちょっといろいろ、ま、書いてもらいたくないというような方も中にはいらっしゃるかとは思いますが、そこに住んでいらっしゃる住民が、防災意識を持つためにも、そういうのも必要ではないかと考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） まず、当町で考えられるそのハザードマップというのは、火山防災と土砂災害があると思います。避難所などの記載が、詳細が記されているマップという点では、浅間山火山防災2003年度版が最新であります。改訂版だと2009年度に浅間山火山防災マップを改訂しています。これは、気象庁が発表する現在の噴火警戒レベルに対応し、以前はこれ、火山活動レベルというような言葉を使用していましたけど、今回、その噴火警戒レベルという言葉に変わっているということであります。こういったものに対応しまして、周辺自治体で統一した内容となっており、A3判両面刷りのもので昨年3月に全戸配布いたしました。この浅間山の火山防災にかかわるマップは、今後レベル4、5の防災対策の対応がまとまった時点で、また周辺自治体と歩調を合わせる中で、新たに作成することになると思います。

質問のありましたそのほかの部分ということではありますが、土砂災害ハザードマップにつきましては、当町では佐久建設事務所が主体となって、現在進められている土砂災害警戒区域の指定にかかる調査が始められておりません。このため、この調査が進み、警戒区域の指定がされれば、この土砂災害に関するハザードマップの作成に取りかけられると考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 野元三夫議員。

○1番（野元三夫君） ハザードマップは浅間山防災地域会議、それから土地、国土省の関係ですが、それができてからということをおいま回答いただきました。

それで、いま手元に、こちら、下諏訪町の防災マップ、ちょっとこんなに分厚いものなんですけど、こういう立派なものまでつくれとは言わないのですが、こちらの中には、諏訪市、諏訪湖周辺ですので、水害の航空写真等が載っている地図、

それからマップの見方、それから避難場所等々、すごい親切な状況でできているものがございます。それから佐久市、軽井沢町なんかでは、こちらの方が佐久市のものなのですが、ちょっとインターネットでとったものなんですけれど、下の方に避難場所等々記載されている、こういったものもありますので、できましたら、他市町村のものも参考にさせていただいて、住民がきちんと把握できるような、確認できるようなものを作成をしていただきたいというふうに思います。

それから、ホームページで紙ベースもあるんですが、ホームページでひとつ火山防災、避難というようなことで確認をしたんですが、こちらのホームページを開いていきますと、安心のまちづくり、防災、浅間山の火山等々、下の方に行かないと、調べていかないと、避難マップ、避難場所等の掲載されているページにたどり着くことができないんですよ。なもので、できましたら、そのホームページにおいても、きちんと一発で検索ができるような、そういったふうなことも検討していただければありがたいと思います。

そして、ホームページの方はすぐ改訂はしていただけますでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

2003年度版の浅間山火山防災マップには、避難施設の場所を記載していますが、ホームページには、野元議員のおっしゃられたとおり、マップ、避難場所とも、非常にわかりにくいと思います。このため、住民の皆さまが検索しやすいように、できるだけ早期に改善してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 野元三夫議員。

○1番（野元三夫君） なるべく早急をお願いいたします。

それから報せることについてなんですけど、緊急防災無線以外の広報形態について、ちょっとお伺いするんですが、この春、須坂市の須高テレビが、須坂市、小布施町と共同で、無線LANということで、こちらに調べたんですが、これちょっとお読みの方がよろしいでしょうか。よろしいですか。「無線LANによる情報発信の実験を行った」という報道がございました。この情報というのは、町の方でつかんでいらっしゃるのでしょうか。

それからまた、茨城県の竜ヶ崎市というところでは、防災無線の、これからの防災無線、整備されるところなんですけど、防災無線の放送内容を聞き漏らした住民が、

電話で確認できるシステムというのを導入しているそうです。これについては当町では考えているでしょうか。お答えください。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

大変勉強不足で申しわけございませんが、野元議員の方からお聞きするまで、この須高ケーブルテレビ株式会社による評価試験の情報は把握しておりませんでした。今回改めてこの実験の内容を確認させていただいたところ、軽井沢駅などその無線LANを自由に使えるホットスポットや、家庭などで利用している無線LANと同じWi-Fiというんだそうですが、こういった規格を利用した広域Wi-Fiのこのホットエリア評価試験プロジェクトで、5月末まで実施されていたということであります。この評価試験では、電波の到達範囲や通信品質のデータ収集を行うとともに、当該ケーブルテレビが、小布施町でこれらの仕組みを構築する際の費用算定などが目的であったということであります。

今後、まとめられる評価等をまた見させていただきたいと思っております。

それともう1点、電話応答装置のことだと思うんですが、これは防災無線における放送内容を、電話にて確認することができる装置のことです。町の方で計画しております今回の整備においても、設置する予定であります。この施設は、回線数は最大6回線まで付加できるみたいですが、町の方では今回の整備では4回線ということで予定しております。この装置の導入により、その方が一、放送内容を聞き漏らしたり、聞き取れなかった場合でも、指定の電話番号に電話することにより、その放送内容を確認することができる、そういう内容のものであります。こうした電話番号や利用方法につきましては、施設整備が終了して、来年4月から稼働するという予定になっておりますから、稼働前までには広報やホームページなど、あらゆる手段を通じて住民の皆さんにお知らせしていきたいと思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 野元三夫議員。

○1番（野元三夫君） 通信の形態、それから道具、ツール、日々進化しておりますので、住民にとってどのような方法、ツールがいいのか、日々研究、情報収集をよろしくお願いいたします。

次に、災害発生時の避難行動のあり方、交通規制等の進め方について、質問した

いと思います。

東北地方大地震において、日々の避難訓練がとても有効であるとの報道が多数あります。避難訓練といっても、津波、火山噴火、地震、火事など、避難訓練方法が違ふと思いますが、教育現場や各区ごとの避難訓練のあり方、それらをどのように考えているのか、それから昨日、2、3日前ですか、新聞報道がありました、宮城県石巻の大川小学校の事例、こちらの方はどのように感じたのか、その2点をちょっとお答えください。

○議長（柳澤 治君） 荻原教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

教育現場での避難訓練のあり方ということでありまして、小学校では年3回避難訓練を実施しております。中学校でも年2回実施をしております。各学校には、災害対策マニュアルが策定されており、それをもとに火災、地震などを想定した避難訓練を実施し、日頃から備えております。第1の避難場所として、小学校は校庭、中学校では工事中のため、現在は龍神公園を想定しております。

避難訓練のあり方ということでありまして、基本的には作成されております対策マニュアルに沿った訓練を日頃から実施しまして、いざというときに備えることとなりますけれども、東日本大震災を見ますと、災害の規模、被害の程度から、1つの避難場所ということではなく、第2、第3の避難先まで想定をし、児童生徒の安全確保を図っていかねばならないと考えております。

教育委員会としましては、大震災後、学校に対して現在の災害対策マニュアルの見直し、再検討するように指示してあるところでございます。

それから大川小学校のことということでございますけれども、各学校も避難所に指定をされております。学校では、災害時の対応については、児童生徒の安全確保が優先でありますけれども、近隣住民が避難してきた場合の対応も必要になると考えております。これは学校側だけの対応ということにはなりませんけれども、学校に対しては、先ほど申し上げたように、災害対策マニュアルの見直しを検討していると申し上げましたけれども、避難住民に対しての対応も含めて検討するようにお願いをしております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） それでは私の方からは、各地区の避難訓練、防災訓練についてお答えいたします。

現在も消防署、地元消防団と連携いたしまして、実施している区も幾つかあります。また、実際に大規模災害が発生した際には、行政主導では対応に限界があるため、地域ごとの取組みが非常に重要になってくると思います。

大分以前の話だと思うんですが、各区におきましても、自主防災組織をつくり、地域ごとの避難計画などを作成していただくようお願いした経過があります。これで当時ほとんどの区がそれぞれつくっていただいたと思うんですが、ただ、区の役員さんが代わられたりして、そういった引き継ぎがずっとなされてきているかという、その辺も状況把握しておりませんので、また改めて確認等をさせていただきたいと思っております。

また、長野県からも、その地域住民が主体となって活動する自主防災組織に対しまして、講師派遣などの各種支援も受けられますので、このような制度を積極的に活用していただくなど、各区長の皆さまにも改めてお願いやお知らせをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 野元三夫議員。

○1番（野元三夫君） 各区ごとのということで、いまお答えをいただきましたので、区長会等できちんと再度確認をお願いいたします。

私の住んでいる区、特に栄町区の水原地区、西軽井沢地区、こちらの地区なんです。町の幹線道路、通称桜並木道路に出る箇所、通称しなの鉄道のガード下、こちらがとても狭く、朝夕は交通渋滞がひどく、災害発生時の避難道路としてスムーズに機能するかどうか、不安に感じております。町中心部に行くには、旧中山道もございしますが、水原からいうと、西軽団地、西軽井沢地区の上部の方に抜けていかなければいけないというような、あるいは向原区に抜けるところにも道は1本ございしますが、こちらは大変狭く、車1台が通るのがやっことこという、そういう地区に住んでおります。そして、人口はどのくらいかということで、先日確認したんですが、区ごとの人口はわかるというお答えだったんですが、その集落というか、地区、水原から西軽井沢地区の下部の住民、これをちょっと確認をするということは難しいということなので、推計なんです。このガード下を利用するのは、1,500名ぐらいだというふうに推計しております。そして、建設課の方に、交通量調査の

資料がありましたので、確認したところ、これは朝だけの数字を言いますが、朝7時から9時までの2時間で、西軽井沢方面から桜並木道路に通行した人数なんですが、歩行者244名、自動車431台、この統計は平成17年9月21日の統計のものがございました。いま、当町では自動車が移動手段の主になっていますので、道路改良が大切と考えますが、この場所の改良あるいは新設道路の計画はあるかどうか、また、改良新設工事計画があっても、完成までには何年もかかり、その間に災害が発生する可能性もあります。他の地区においても、狭い道が多い当町では、災害発生時の避難計画で、狭い道の一方通行規制の検討も必要で、平常時にこの計画を住民に周知徹底することが大切と考えますが、いかがでしょうか。

もう1つ、昨日の質問にもありましたが、仮に浅間山の大規模噴火が予想が出て、全町規模での避難が必要な場合のことも考えておくことが大切だと思います。

仮に昼間の時間に避難勧告が出た場合、他の市町村に働きに出ている方々が、家族のことを心配し、当町に車で戻ってくるということを少しでも減らすために、他市町村における待ち合わせ場所等を他の自治体と取り決めておくことも必要ではないでしょうか。そういうことで、3点、ちょっといま質問したいと思うんですが、お答え願います。

○議長（柳澤 治君） 荻原建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、最初の1点目、2点目になろうかと思いますが、道路改良の計画に関しまして、私の方から先にお答えを申し上げます。

まず、利用人数という、1,500人ぐらいというふうなお話がありました。利用人数というふうな単位では、交通量調査はしておりませんので、その1,500人という単位が正しいか間違っているかという点については、ちょっと把握できません。ただ、先ほどお話にありましたとおり、平成17年度に実施した交通量調査の数字は、町の方に、建設課の方に残っております。午前7時から午後7時までの12時間の交通量で、歩行者が486人、軽車両で100台、普通車が2,806台、大型車で17台。ですから車両を1人ずつというふうに仮に計算するとしましたら、合計で3,409という数字でございますので、1日当たりにこれだけの利用人数は最低でもあるだろうというふうには把握しております。

参考までに、現在、改良を計画しております栄橋の方につきましては、同日付の調

査、12時間調査で、歩行者が351人、軽車両で330台、普通車両で6,672台、大型車で153台。これも車両を1人というふうに換算しますと、7,506人というふうな交通量調査の数字が残っております。

2点目で、それではガードの改良計画ということでございますが、その部分につきましては、昭和58年に舗道部分を新設して、現在に至っております。昭和58年の以前から、狭いという部分のことにしましては、町の方でも懸念がありまして、検討してきた結果となっているわけでございますが、当時のJRとの協議において、ワンスパンでもう1車線広げるというふうな計画ですと、ガードのテンバ上部から軌道敷までの厚さが少なすぎて、安全基準に足りない、危険だと。列車の通行に危険だということで、ワンスパンでの拡幅は困難だということでございましたようです。別スパンで間に支柱を入れて、もう1車線分ということも検討されてきたようですが、前後の道路のすりつけの問題で、相当困難だという判断で、歩行者の安全を優先して、まずは歩行者部分、舗道部分のみということで、改良されてきた経過がございます。現時点でその部分について、新たに拡幅なりの道路改良とかあるいは道路新設の計画につきましては、残念ながら現時点では計画自体はございません。

ただ、先ほどの交通量調査も、平成17年度に実施したのが最後の数字となっておりますので、実は現在、交通量調査、あのガードの部分についても実施を、今月中にもう実施するように段取りはしておりますので、その調査結果をまた踏まえながら、今後の課題というような形になろうかと思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） 災害時のその通行規制、それとまた、全町規模での避難が必要な隣接市町村との取り決めということにつきましては、昨日もたしかお答えしたような気がするんですが、今後、行われます浅間山火山防災対策連絡会議におけるその噴火警戒レベル4、5の検討作業の中で、関係市町との中で調整協議が行われることになると考えております。ただ、いつ災害が起きるかわからないということもありますので、これらのことを踏まえまして、できるだけ早くそういった基準やそういったものを定めることができるよう、また鋭意努力していきたいと考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 野元三夫議員。

○1番（野元三夫君） すみません、お答えの中で、一方通行規制はできるかどうか、そのお答えをいただかなかったんですが、特にガード下は本当に狭いので、もし仮に浅間山が噴火してというと、北側から南側への一方通行規制というのが必要ではないかと思うんですが。それからあと、塩野地籍、それから児玉は県道が広がったんですが、ほかにも狭い道がたくさんありますので、浅間山から少しでも遠くに逃げるためには、一方通行規制というのが必要ではないかと思うんですが、そのお考えは。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

いま現在進められております、この夏以降、また住民の皆さんに対して説明を行う予定になっております、その融雪型火山泥流ですか、その関係でも、その交通規制の関係が協議検討されております。ですから、当然、この先々においてレベル4、レベル5ということになれば、そういった交通規制のことも全部検討されるということになるかと思えます。だから、一方通行とか、ただ、いま現在考えられているのは、その一時的にその危険が及ぶ時間帯は、全くその浅間サンラインですとか、そういったところを交通を遮断するという、これは御代田だけの問題ではなくて、軽井沢から小諸までにかけてというようなことなるかと思えます。そういったことも検討されておりますので、具体的にその水原のところのガードを一方通行、当然、浅間山が爆発すれば、みんな南側の方へ避難するということになるかと思えますから、そういったことも必要かと考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 野元三夫議員。

○1番（野元三夫君） はい、わかりました。

次に災害発生時における情報の提供のあり方について質問したいと思います。

情報提供について、当町では計画中の防災無線、オフトーク、西軽井沢テレビさん、その他さまざまな媒体がありますが、今回の震災においては、コミュニティFMが大きな力を発揮し、東北地方では、24局が開局したと新聞報道にございました。以前、常設のFM放送局のことをお聞きしたんですが、当町においては難しく、FM軽井沢さんと協力する旨の回答をいただいておりますが、災害時には臨時災害FM局をすばやく立ち上げることができると聞いています。これができれば、きめ細やかな情報発信も可能かと思えますし、先日、西軽井沢テレビさんに臨時災害FM

の話をしたところ、電波を出すことはすぐに対応できるというお答えをいただいております。もしものことを考え、準備検討をしていただきたいと考えているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

野元議員おっしゃるとおり、その災害時のFM放送は、今回の震災に限らず、中越地震の際にもかなり有用であったということが確認されています。このため、当町ではFM軽井沢と防災協定を締結し、情報の提供ができる態勢を整えているところであります。

また、本年度中に防災行政無線が整備されますことから、町の防災計画における災害時の情報発信につきましても、当然、見直しが必要になります。ご質問のありましたその災害時に、当町でも臨時局の開局について検討できないかということですが、この辺の町の防災計画の見直し等、これらを踏まえて、こういうことができるかどうか、できるということなんですが、更に調査研究をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 野元三夫議員。

○1番（野元三夫君） 災害というのは無いにこしたことはないと思うんですが、最悪のことを想定して、早急に情報を住民に提供できるような形をお願いいたします。

次に、災害に遭われ、避難を余儀なくされた方々に対する援助についてお伺いしたいと思うんですが、防災計画によると、通信・輸送・医療・食料等の援助協定は、各種団体、各自治体などと結んでいる、昨日お答えいただいたんですが、避難住民の避難宿泊の協定は見当たらないのですが、もちろん、全町的な規模での避難があった場合には不可能かとは思いますが、局地的な災害で避難される方の宿泊等を公民館で行うということもいかもしれませんが、観光協会、旅館業組合などと提携し、協定を結んでおけば、温かい食事なども提供でき、良いことだと思うんですが、いかがでしょうか。

ちなみに、東北大震災の3月11日、東京で帰宅難民となった2,000名もの方々を、帝国ホテル、こちらのホテルが避難所として提供をし、食事、それから毛布等も提供して、大変喜ばれたという報道もありましたので、是非、当町でもそのような宿泊協定などというものも結んでいただければと思うんですが、いかがで

しょうか。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

今回の大震災対応におきましても、長野県の場合ですが、県と市町村が協議のうえ、旅館、ホテル等を借り上げて避難所としているという、そういう対応をしております。ですから、あらかじめ災害時における協定を結んでおけば、いち早い対応が可能であると思います。いろいろな課題もあるとは思いますが、このことも防災計画の見直しやらとあわせて、前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 野元三夫議員。

○1番（野元三夫君） いろいろ細かい防災計画、まだ確実というんですか、防災計画がきちんと具体的なことが策定されていないというのを、私、防災計画書を一通り目を通して感じましたので、細かいことをいろいろと質問させていただきました。

いずれにしましても、災害はいつ遭遇するのかわかりません。そして、自分の命は自分で守ることが第一になると思います。行政としては、確実な情報を正確に住民に伝えること、これが一番だと思いますので、こちらの方法を構築する一方、万一のときは、避難誘導そして援助が迅速に行われるよう、早急に防災計画の見直しを早く開始されることをお願いしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告6番、野元三夫議員の通告のすべてを終了いたします。

通告7番、笹沢 武議員の質問を許可いたします。

笹沢 武議員。

（10番 笹沢 武君 登壇）

○10番（笹沢 武君） 通告番号7番、議席番号10番、笹沢 武でございます。

今度の東日本大震災に対する一般質問がたくさん出ておりますけれども、私は、違う角度からちょっと質問をさせていただいたり、提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1番目の質問でございますが、町民参加のまちづくりについて、お尋ねをいたします。

6月の補正予算が組まれた後でこの質問をするのは、ちょっと失礼になるかもしれませんが、補正できる前の質問でございますので、申し上げたいと思います。

町民提案事業の中で、特に行政サービスの拡充につながる事業については、事業の遂行に必要な資金を助成して支援し、システム化することが大事なことであると思いますけれども、町の取組みについてはどう考えているか、お尋ねをいたします。このことにつきましては、3月議会でも旧苗畑跡地、いまは町民の森公園でございますが、その公園の有効活用について、町民と行政とのコラボレーションが期待できる視点から質問させていただきましたが、検討結果をお尋ねいたします。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

以前の一般質問でも、笹沢議員の方から、自律協働のまちづくり推進計画のメインテーマであります「町民と行政のコラボレーション」の進行状況について、ご質問がございました。その際、この計画で一番重きを置いているところは、住民の役割と行政の役割を明確にしたことであり、自助－個人の努力、共助－力の結集、公助－補完的支援を、それぞれの立場で責任を果たし、自分でできることは自分でやる、地域でできることは地域でやる、をそれぞれの立場できちんと役割を果たすことが、最終的に新生御代田町を協働でつくり上げていくことにつながっていくということで、お答えを申し上げます。

笹沢議員のご質問以降、魅力ある住みたい町を築き上げていくための有意義な施策を研究・検討してまいりました。その結果として、住民自らが行うまちづくり事業に対して、支援金を交付する制度、御代田町まちづくり事業支援金交付要綱を創設し、本議会には、事業実施のため、補正予算2,000万円を計上させていただきました。

この事業の概要についてご説明を申し上げたいと思います。

対象となる団体ですが、町内に住所がある方。5人以上で、政治・宗教・営利・反社会的活動を目的としない団体。対象となる事業は、公益性、協調性、独創性、発展性、実現性、継続性のある事業で、他の補助を受けないことが条件となっております。支援金は、1回につき20万円を限度とし、1団体につき2回まで交付を受けることができるということで、例えば今年度受けて来年度も受けられるという

ことで、2回まで交付ができます。なお、本年度はここで議会で議決をいただきまして、その後、広報7月号で募集を開始する予定であります。支援金を受けるためのQ&A等につきましては、ホームページに掲載し、役場窓口でお知らせをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長に申し上げます。

いま、答弁で2,000万円と言ったんですが、たしか200万円だと思っておりますので、訂正をお願いいたします。

○企画財政課長（内堀豊彦君） わかりました。失礼をいたしました。

補正予算で2,000万円ではなく、200万円でございます。どうも失礼いたしました。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） この町民の森公園有効活用、いわゆるその前の苗畑跡地の有効活用というところから、いろいろなコラボレーションで進めることができないかという質問、過去にも何回も質問をした方もいらっしゃいますし、私もしてまいりまして、このような要綱をつくっていただいて、非常に感謝をしております。先ほど、企財課長の答弁では、7月ごろから募集を始めるということでございますけれども、1つお聞きをいたしますが、申請書を出すにあたってのその書類の流れ、それから審査をする人のメンバー、もし今おわかりになったら、どういう人たちで審査して、交付対象にしてくれるのか、おわかりになったら教えていただきたいと思っております。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

書類の流れについては、いずれにいたしましても、まず申請書を提出していただくということでありまして、これにつきましては、企画財政課の方にちょっとご相談をいただきたいと思っております。それから、これを審査するのかということ、どういふ皆さんが審査をするのかということでもありますけれども、この審査につきましては、審査員といたしまして、御代田町の議会議員の代表者、それから御代田町区長会の代表者、御代田町商工会の代表者、それから御代田町社会福祉協議会の代表者、それから町職員の中で産業経済課長、それから私、現在企画財政課長ですけれども、企画財政課長ということで、議員の皆さま始め6名の審査員を選考いたしま

して、その中で先ほど申し上げましたような事業の目的に合っているものを選んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） 構成メンバーはわかりました。この県もそうですけれども、資金援助という問題につきましては、平成23年度、今年ですね、県の元気づくり支援金制度もございまして、佐久地域では71事業が支援金の対象になっております。御代田町でも7事業が、いままでで最高だと思いますけれども、7事業が支援を受けることができ、大変良かったなと思っております。これはいかに住民参加のまちづくりが必要か、町民の意識の盛り上がりだと思っております。いろいろな事業を町民と行政とのコラボレーションでやっていくという形は、長野県内を問わず、いろいろなところでいま盛んに行っております。いろいろな団体が参加してくれることが望ましいということだと思いますけれども、一生懸命頑張ってやっていきたいと思っております。

私が一番考えているのは、旧苗畑跡地、いわゆる町民の森公園に指定した苗畑跡地でございますけれども、ここは支援事業として1事業上限20万円ということでございますので、計画立案段階での支援ぐらいかなど。大きな仕事、例えばあそこを開発するような、何千万もするような仕事にもし発展する可能性があるとするれば、それはまた別の角度から、その委員会なり何なりつくってやるのかどうかわかりませんが、その有効の活用方法を考えることも可能であるかどうか。いずれにしても、9.3ヘクタールの町民の森公園を、できるだけ町民が集える場所にしたというふうに考えているわけでございますけれども、行政側として将来ビジョンを持っていらっしゃるのかどうか、その辺があったらちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

まず、苗畑跡地の町民の森ですけれども、現在、行政財産ということになっておりまして、行政財産の場合は、要するに公園としての目的が決められております。これ以外の目的の事業を行うということになりますと、行政財産の目的外使用ということになりまして、非常に難しい、ややこしい手続が必要になります。ということで、本来はよほどのケースでもない限りはあり得ない、まずこれが基本原則であ

るということについては、ご了解をいただきたいと思います。

そして、この件につきましては、何回かご質問をいただきまして、同じ答弁を繰り返すようで、まことに本当に恐縮ではございますけれども、いずれにいたしましても、いま申し上げましたとおり、行政財産であります町民の森につきましては、条例設置がされておりまして、その目的が、地球環境保全のための森林を整備し、森林の持つ多面的機能や自然環境保全などに対する意識の高揚を図るとともに、町民の保健休養に資するための場であるというものでございます。ということでございまして、過去何回かご質問いただきまして、経緯、諸事情について、ここで何回かご説明を申し上げております。それらの事実と経過と諸事情等を考慮し、検討した中において、やはりいま申し上げましたような目的が達成でき、行政財産としての目的が達成できるということ、よりこのものの機能アップができ、基本的な精神、考え方、これが踏襲できるというもの、この目的を達成させることができるもの、またはこれ以上の機能の向上ができること、そして目的達成のために本来の考え方を持っていくこと、これらの要件を満たす中において、議会の皆さんと今後ともご相談を申し上げながら、活用方法等については考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） 行政財産という位置づけであることは、承知はしておりますので、非常に開発が難しいと思っておりますけれども、現在の状況を見ますと、1年に1回シルバー人材センターの皆さんに依頼して、草を刈る。96万円ぐらいの予算で草を刈っているわけですが、行政財産として何ができるか考えた場合、あそこへ花を植えるか木を植えるか、町民が集える場所としては、ほかの、例えばですよ、確認申請の要らない農業ビニールハウスができないか、できるとかできないとか、そういうこともちょっと考えて、勉強したいと思っておりますけれども、できるだけいろいろな角度から事業ができるのかどうか、今後、提案をさせていただきたいと思っております。いま、あそこはまちづくり協議会御代田の団体のメンバーが、かぶと虫園で一部使わせていただいておりますので、6月に入っているいろいろあそこを整備する段階でございまして、そのときはまた改めて企財課長の方に、企財課長といいたすか、町の方にご相談にお伺いいたしますけれども、子どもたちにかぶと虫をとらせるということでもございまして、今月から少し、いままでどおりの整備をして、

たくさんのかぶと虫を増やしたいと、そんなことぐらいしか、いまあそこを使わせてもらっていないんですけれども、できるだけ町民の皆さんが、ゆっくりと集える、くつろげる場所としても非常にいい場所なものですから、何かいい方法がないかなというふうに考えておりますが、ただ、自然災害の心配もありますよね。イノシシも出没する場所でございますので、ちょっとその辺が心配なところもありますけれども、今後、検討をさせていただきたいと思っております。

このことにつきましては、もう何回も私も質問しましたし、今日は企財課長から、事業支援金交付要綱をつくっていただいたと、これだけ大変うれしく思っております。これに基づいて、私どもも一生懸命、まちづくりのために支援金事業に参加をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員の一般通告質問中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 56 分）

（休 憩）

（午前 11 時 12 分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、笹沢 武議員の一般質問を続行いたします。

笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） 先ほど、1つ聞き落とした点がございますので、1つお聞きしたいんですけれども、その支援金交付要綱の中にあります支援金で、上限20万円ということですが、ハード、ソフト、両面からの支援でございましょうか、それともソフト面だけなのか、その辺だけお聞かせ、それと例えば、花を育てるために、花の種を買うとか、桜の森をつくるために桜の木を植えるとか、そういうことはどちらの方に入って、支援の対象になるのかならないのか、その辺もあわせてお聞きします。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

対象経費と対象外経費ということでございまして、まず、対象経費ということで、差金、それから賃金、旅費、消耗品ということでありまして、種ということになりますと、消耗品という扱いになるのか、原材料費という扱いになるのか、ものに

よってちょっと変わってくると思いますけれども、いずれにいたしましても、そのたぐいのものであれば、対象になると思います。それから印刷製本費。それから通信運搬費、それから使用料、それから賃借料、原材料の購入費。対象外経費ということでありまして、事務所の家賃や光熱水費等、それから加入団体への会費、それから計上業務を行う事務局員の人件費、それから会議の茶菓子代、懇親会等、それから講座開校時に、会員が講師となった場合の謝礼ということで、以上のようなものについては対象外経費というものでございます。ですから、この中には備品というものが入ってきますと、備品は対象外であります。備品は。ただし、消耗品という位置づけになれば対象になると。そこら辺の境が、大体、町でいっております備品が3万円ということになりますので、いずれにいたしましても、いまお話があったようなものについては、対象になるかと思われまます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） ありがとうございます。

また詳しくは、企画書等をつくってお持ちしたときに、細かいことをお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

御代田町誌歴史編の（下）でございますが、刊行についてをお伺いいたします。

御代田町誌の編纂は、期間10年、6巻の7冊という構成で、発刊する予定でありましたが、歴史編（上）はできておりますが、（下）がいまだに発刊されておられません。最終章として発刊すべきと思いますが、そのお考えについてお聞きをいたします。

平成2年8月25日に、御代田町誌だよりというのが初めて1号が出ているんですが、このときには町長が柳澤薫町長さんでございましたけれども、10年間という長い年月をかけて私たちの先祖や先輩たちが築き上げたこの町を見直すことが、まことに大切なことであり、町の歩みを再認し、子や孫と語り合い、新しい世紀の展望の基盤としたい考えから、町誌を編集して子孫に伝える責任と義務があるということをおっしゃっていました。多彩な執筆事業の方々、それから編集室、パソコン等々が必要であることは、十分承知しておりますが、御代田町が昭和31年に発足して、45年を経過しようとしております。教育委員会として是非、歴史最終章の編纂に取り組んでいただきたいと思います。お考えをお聞きをいたします。

○議長（柳澤 治君） 荻原教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

まず、御代田町誌の刊行状況について、説明させていただきます。

この町誌は、平成2年から編纂作業を始めまして、これまでに平成4年に図説編、平成7年に自然編、平成8年に民族編、平成10年に歴史編の（上）、平成12年に地史編、平成14年に資料編が刊行されております。ご指摘のように、歴史編の（下）、内容につきましては、近世から近現代編になりますが、発刊をされておられません。これは執筆をお願いしています皆さまの中で、亡くなられた方や、高齢のために原稿がまだ提出をいただいていない方があることと、それから、編纂を総括する委員長がやはり亡くなられたり、委員をお願いをしています皆さまの中にもそういった状況の方がおまして、編纂作業を取りまとめていただけない状況であります。そういった中で、作業が中断をしている現状であります。

しかし、これまでに収集しました古文書、記録、写真などは、データベース化をしておりますので、必要なときに取り出して活用することが可能であります。したがって、町誌としては、未刊行でありますけれども、基礎資料としては有効な活用が図られるものと考えております。

今後ということもございますけれども、中断をしている作業を再開するためには、編纂室をまた設置すること、それから専任の職員を配置し、新たに編纂委員、それから執筆者を選任しなければなりません。そして、人件費や編纂経費の予算として、年間約1,000万円から2,000万円ほどの費用がかかることとなります。また、取りまとめ作業をするにあたっては数年かかること、編纂作業をまとめるにあたりまして、中心になる人材が確保できるのか、それから、近現代の歴史に精通した委員や執筆者をまた新たに選任ができるかということも問題になってきております。最終章として発刊すべきではないかということでもありますけれども、教育委員会としては重々承知をしておりますけれども、このような現状の中では厳しい状況にあるということをご理解をいただきますようお願いいたします。以上であります。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） 冒頭、私、質問のときにも申し上げましたけれども、編纂室だ

とか執筆をする方とか、パソコンだとか、いろいろ経費のかかることは承知はしておりますけれども、さっき、答弁の中で、近現代史を中断しているというふうにお答えいただきましたけれども、中断したということは、途中まで作業が進んでいるというふうに理解していいですか。で、例えば、何割ぐらいできているのか、わかったら教えてください。

○議長（柳澤 治君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

先ほども申しあげましたように、収集している資料はございます。何パーセントというちょっと割合的なことは、申しあげられませんが、原稿が提出をされている方もおられます。先ほども申しあげたように、そういった資料、文字的な原稿等については、現在も博物館の方で担当の方で保管をしております。ですから、先ほども申しあげた中で、その未提出の部分、そういったものの中で近現代までのその原稿を書いていただけの方をこちらの方でまた再委託、再執筆者の選任ができるのか、このようなこともある中で、ちょっといま厳しい状況にあるというお答えをさせていただいたのが現状でございます。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） いろいろな状況があつて中断したと思うんですけど、やはりいま次長、執筆は非常に厳しい状況にあるということですが、最終章を出す考えはありますか。確認させてください。

○議長（柳澤 治君） 高山教育長。

（教育長 高山佐喜男君 登壇）

○教育長（高山佐喜男君） お答えいたします。

先ほど次長が申したように、厳しい状況にございますので、そういう条件等がクリアできればということで返答させていただきたいと思っております。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） 教育長、ちょっと消極的なお考えのようでございますけれども、是非、これは最終章、まとめていただきたいと思っております。

私も、この何といいますかね、歴史は非常に好きなんです。私も御代田町誌はほとんど買って持っていますが、残念ながら2冊だけないんですね。歴史編の（上）と（下）がないんです。なぜ私がこういうことにこだわるかといいますと、数年前、

あるアメリカの大学を卒業されたジャーナリストの方の講演会を聞きにいったんですが、アメリカの学校へ来る人は、世界各国から来るわけですが、一番先に自慢に話すのは、その国の歴史なんだそうですね。日本人はどうもその歴史認識が浅いということをおっしゃっていました。やはり世界の歴史も大事ですけども、日本人は日本の歴史を学ぶことが非常に大事な時期じゃないかと思っております。学校教育もそうですけれども、歴史に対しての教育というのは、ちょっと弱いというふうに私は感じております。ですから、是非、前向きにこの最終章を発刊する気持ちで取り組んでいただけたらなと。人員の確保が一番大変だと思いますが、是非、それをお願いをしたいと思っております。

いま、それで6冊ある御代田町誌の在庫の状況はいかがでしょう。

○議長（柳澤 治君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

在庫ということでございますけれども、それぞれ少ないもので30部ほど、それから通常500部程度は在庫としてございます。ですから、ご用命いただければお譲りいただくことはできます。以上であります。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） 在庫、少ないもので30部、多いもので500ですか。

ま、そのぐらいあれば、いつ行っても売っていただけるということですので、教育委員会へ行って、歴史編の（上）だけ、とりあえず買わせていただきます。

5冊はありますから、歴史編の（上）だけあれば、全部揃うわけです。全部くまなく1ページから最後まで読んだわけではないんですけども、あの町誌というのは、すばらしいんです、内容がね。同僚議員が浅間の噴火の質問もしましたけれども、浅間の噴火の歴史もずっと書いてありますね。それから町の歴史ももちろん、御代田町というところは、小沼地区、伍賀地区は非常に歴史の古い集落だと思っておりますが、特に真楽寺のある塩野地区は、非常に歴史が古い。縄文、弥生ですか、土器が、縄文の土器ですかね、そういう地域というのは御代田町は結構あるので、どうしてもその1冊だけ残して、やらないというのは、これはちょっとまずいですよ、これ。だれが考えてもね。これはやっぱり、是非、今度議会9月ですから、9月議会までに教育委員会でどの程度検討したか、また、質問させていただきたいと思っておりますが、是非、ま、執筆事業も大変ですけども、委員の皆さんがどの程度揃

うのかどうか、忙しい中、恐縮ですが、こっちの方も大事なものですから、是非前向きに進めていただきたい、進めることをお願いして、次の課題に移りたいと思いますけれども。教育長、教育次長、是非、よろしくお願ひしたいと思います。これは子孫に伝えるし、大事な仕事ですね。こういうものしか伝わらないと思うんですよ。あまり長いことしていますと、もう時間、制限時間切れますので、違う問題に移らせていただきます。

あ、まだありますね。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

前日も3月議会でも提案いたしましたけれども、新庁舎建設準備委員会の設立と基金積立の構想はまとまったのかどうかをお聞きします。また、耐震性との整合性はいかがなのか。これを2つお聞きいたします。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

3月議会でも笹沢議員からの一般質問をいただいた折りに、役場庁舎耐震診断における判定結果の概要を申し上げるとともに、耐震補強工事の実施にあたっては、この役場庁舎も建設後44年という長い年月が経過していることから、水回り施設の不具合など、多くの改修や議会塔など、増改築を考えなければならない箇所もあり、その費用につきましても、億単位の額を要することになる、そういうことから、庁舎改築等に関する検討委員会組織を立ち上げまして、耐震補強工事にあわせて増改築工事を行うのか、あるいは建て替えを行うべきなのか、検討してまいりたいということをお答え申し上げたところであります。その後、検討にあたっての資格資料の作成作業を進め、このほど、その本当の概算費用ではありますが、これがまとまりましたので、本定例会における全員協議会の場におきまして、耐震診断における判定結果の詳細と、増改築あるいは建て替えを行うこととした場合の事業規模や工事費の大概等についてご説明申し上げる予定であります。そのうえで議会議員の皆さまから選出していただいた委員と、町職員で構成する役場庁舎改築等検討委員会を設置し、耐震補強工事にあわせて増改築を行うのか、あるいは建て替えを行うべきなのか、町の将来を見据えた中で、そのあり方について検討してまいりたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） そういう、基金も含めた立ち上げ検討委員会の準備ができたということで、大変良かったなというふうに思っております。いまこういうことを言うのはちょっと早いかもしれませんが、メルシャン美術館さんが11月6日で閉館ということになっていきますけど、その辺も、これからの委員会の中で検討課題に入るのかなというふうに思っていますが。今回、総務課長えらいあたって、町長へ質問者、総務課長の答弁が多すぎて、お気の毒ですけれども、身体壊さないように、ひとつ、ね。全部総務課長のところへ問題が行っちゃうわけですから、早く副長をつくって、きちっとした体制のもとでやらなければ、この庁舎新築も進みませんよ、これね。やはりその辺は是非、役場の管理職の皆さん、考えていただきたいと思えますよ。我々も応援しますのでね、是非お願いします。

では、総務課長、あまりあなたに何回も質問するといけないから、全員協議会の中でまた、その資料を見させていただきたいと思えますが、昨日から咳をしていますよね。質問する人がみんな総務課長、総務課長で、総務課長、ちょっと気の毒な気がしますけど、しょうがないですね、仕事だと思って我慢してください、ひとつお願いします。またこれで多分総務課長が、この次の質問の中にも総務課長が出てくるんじゃないかと思うんですけどね。ちょっとお気の毒ですが、水を飲んでしっかりやっていくようお願いしたいと思います。

4番目、最後の質問でございますけれども、御代田町ホームページの更新について、お尋ねをいたします。

インターネット上に公開しているホームページには、御代田町の数多くの内容が掲載されておりますが、他市町村と比べ、更新が遅いというホームページを見た方からのご指摘がございますし、私もそう思います。更新のシステム化、どのようになっているのかをお尋ねいたします。

まず最初はその1点でございます。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

まず、当町のホームページ作成、更新の状況についてご説明いたします。

当町の公式ホームページは、平成14年7月から公開しており、平成20年10月には、ホームページの運用・管理システムを導入するとともに、ホームページの

リニューアルを実施いたしまして、現在の形となっております。このホームページ運用、管理システムの導入についてですが、平成14年のホームページ公開当初は、市販ソフトを使用して各課係でページの作成及び管理を行う予定でありましたが、作成者の個性がページデザインに表れることにより、ページごとにデザインが変わり、閲覧者の方が見にくくなるおそれがあるということ、また、ページの作成には、ソフトの知識が必要であることから、総務課で一括作成、管理をしてきました。しかし、当時は法律等の改正情報が担当部署にしか届かないということや、管理するページも約530ページと、膨れ上がっておりまして、各担当部署から申し出がないと、総務課の方で修正ができないといったような状況にもなっておりました。このため、これらの改善を目的に、ホームページ管理運用ソフト、CMSというんだそうですが、その導入を行いました。このCMSの導入により、だれがつくったページも同じデザインとなり、アクセシビリティの維持・向上は言うまでもなく、CMSを利用したページの作成方法は、ワープロソフトで文書を作成する感覚なので、だれにでも作成できるようになり、現在では各課担当職員がページを作成、また掲載し、また法改正などの対応も以前よりスムーズに行われるようになりました。

しかしながら、すべてにおいてうまくいっているわけではなく、笹沢議員からご指摘をいただきましたとおり、現に更新がされていないページがあったことも事実であります。こうした問題を解決するため、今後におきまして、庁内においてページの掲載や更新が適切に行うことができるようなその仕組みづくりを整えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） 今後、どういう形でシステム化するかということは、これからお考えになるということですので、是非、総務課長、早めにお願ひしたいと思いますね。

で、私が考えることは、最近、結構、いろいろパソコン使ってインターネット情報を見たりしているんですが、立ち上げたとき、専門家の先生に多分やってもらったと思うんですけどね、ときどきということはないですけど、1年に1回ぐらいは専門家の先生にメンテナンスをしてもらったらいかがでしょうかね。やはりああいものは、ある程度キャパのある人たちにやってもらった方が、御代田町のホーム

ページ開いた人に対して迷惑がかからないと思うんですね。総務課長はやるやると言っていますけどね、大変ですよ。総務課長一人でやられるの、本当に大変ですから、くどくなりますけれども、早く態勢をきちっと整えて、自分のお仕事をきちっとできるようにしないと、偏るんですよ、仕事というのは。私も民間でいろいろな仕事をやってきましたしね、町長も、このまえ、昨日もあいさつしていただきましたけれども、震災のときに私が外へ出て、跳んで歩いたと言いますが、司令塔は外へ出て跳んで歩いちゃいけないんです。中にいなければ。指示命令を出さなければいけないんですね。司令塔が外へ跳んで歩いていたら何もできなくなりますよ。右往左往しちゃいますからね。その辺もよくお考えになっていただいて、総務課長、是非、答弁はいいりませんが、専門家の先生に一度、一度といただきますか、たまにはホームページ作成のうえで見てもらった方がいいと思いますね。

私は、御代田町と軽井沢町と一緒にeメール発信したんですが、軽井沢町は『こもればの里』の利用について聞いたんですが、これは1週間以内に封書で送ってくれました。eメールで貰いたかったんですが、内容を見たら、とてもeメールで送れるような内容ではなくて、封書で担当者から送っていただきましたが、御代田町では返信が来ませんでした。さっき、総務課長に言いましたからね、内容はちょっと触れておきますが、軽井沢町のホームページには、東日本原発事故による空間放射線量の町独自の測定結果が毎日更新されております。御代田町は、独自情報が公開される県の資料を掲載しています。軽井沢町と同様、町独自の情報を提供すべきと思いますが、今後、どのように対応しますかということで、メールを発信しましたが、返信はいただいておりません。後で口頭でいただきましたから、その件についてはいいんですが、やはりメールで送ったものはメールで返してもらおうと。郵便メールで送ったものは郵便メールで返信するという形にしないと、やはり発信した人は、ちょっと寂しいですよ。メールはメールで返してもらいたい。

町にも、多分来ていると思うんですが、朝、早朝、ごみを燃やしている人がいると。そういうメールをいただきました。町には来ていないでしょうかね。早朝、ビニールなんかを燃やすらしいんですよ。それで燃やした煙が臭いというメールをいただきまして、私だけじゃないと思いますが、多分議長のところにも来ているんじゃないかと思うんですよ。何か来たような、議長あてにも出ていたような気がいたしました。発信者は名前書いてありませんからわかりませんが、名前の

書いていない方に今後町として、議会としてどういうふうに対応するか、考えさせてくださいという返信をしておきましたけれども、この点につきましても、やはりきちっとした返事ができないと困りますので、大事にそのホームページのつくり方そのものもそうですけれども、これからうんと利用されると思いますので、きちっとした内容に是非していただきたいというふうに思います。

それから、御代田町ホームページ、まちづくり新エネルギービジョン基本理念方針というのが現在休止されておりますけれども、新エネルギービジョンですから、多分、苗畑跡地のその焼却場にからめたお湯の問題だと思うんですが、この休止についての説明と、今後、いつごろからそれが休止を復活させるのかをお尋ねをいたします。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

この件につきましては、私どものところにも5月13日に笹沢議員より電子メールをいただきました。早々に確認いたしますと、まさにご指摘のとおりで、本当に現行にそぐわない記述となっていたということで、本当におわびをするところです。本来、最新の状態にあるホームページの記載が、間違っていたということでございました。そこで、先ほども笹沢議員の方からも言われておりましたけれども、軽井沢は早くて御代田が遅かったというようなこともあろうかと思えます。若干、言い訳を言わせていただきますと、軽井沢町は1人1台ずつ情報系のパソコンが入っております。そういうことの中で、伝達も早いと思えます。御代田町の場合は、インターネット情報系につながっているパソコンは、各課に2～3台というような形ですので、私も早速その中でそういう形で利用した中で、確認をいたしました。ちょっとその辺のところ、大変遅くなって、ちょっと気づかなかったところもあわせながら、本当におわびするところでございます。

新エネルギービジョンは、平成17年2月に策定されまして、苗畑跡地の焼却施設をエネルギー資源ととらえ、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構の地域新エネルギー策定調査を利用いたしまして、群馬大学の新井工学博士を委員長として策定された142ページ余に及ぶ計画書でございます。この計画に基づきまして、企業による天然ガスコージェネレーションの導入や、本年度も実施していま

す新エネ奨励金事業などが実施されております。しかしながら、苗畑跡地での焼却施設は廃止となりましたので、ホームページの記載等一部修正を行う必要がありますので、現在休止をさせていただいております。ですので、総合的にある142ページに及ぶ計画書ですので、それをしっかりと確認しながら、再度ホームページの方にも載せていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） 平成17年の苗畑跡地の新エネルギー、いわゆるその焼却場から出る熱利用に対する新エネルギーということの掲載があったわけですが、消していただきまして、ありがとうございました。あれを見ると、また始めるのかなど。まだ終わっていないのかなというふうに思う人がいると思いますので、是非お願いしたいと思います。

それともう1つ、最後にご提案ですが、現在の御代田町のホームページを見ますと、回答をもらうのに2カ月から1カ月というふうになっているんですが、回答ではなく、メールを読んだことに対する返信は、できるだけ早い時期にメールで返信してもらいたい、先ほど言いましたけれども。で、現状では、町のメールアドレスをクリックすると、直接メール画面が出てきちゃうんですね。直接メール作成画面が出てきて、後の方でことわり書きといいますか、eメールについてのお問い合わせというものがあるわけですね。2週間から1カ月ぐらいかかりますよと。内容によっては1カ月かかるという内容が、後で出てくるわけです。だからホームページをメール作成画面、町のメールアドレスをクリックしたときに、最初にこの町では2週間から1カ月ぐらいかけてご返事しますよというのが出てくればいいんですが、作成画面が先に出てきちゃって、後でことわり書きがあるんですね。2週間から1カ月と出てきます。だから、それを逆にしてもらいたいんですね。そういうことはやはり専門家の先生に頼めばできると思いますが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

笹沢議員ご指摘のとおり、質問するとどのぐらいの期間で回答が返ってくるのか、そういったわからない、不都合な部分があるということになりますれば、当然、

大変不親切な話であると思います。この点につきましては、保守業者と早急に協議を行い、できるだけ早い時期に変更していきたいというように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（柳澤 治君） 笹沢 武議員。

○10番（笹沢 武君） 確かに、町のメールアドレスをクリックすると、直接メール画面が出なくて、まずことわり書きがあって、それからメール画面というふうには是非変えていただきたいと思います。後じゃないとわからないというのは、打った後わかるというのは、ちょっと不親切だと思いますので、是非、その辺をお願いいたします。

いろいろ種々にわたりまして質問させていただきましたが、忘れていたことはないかな、以上で4点の質問を終わります。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告7番、笹沢 武議員の通告のすべてを終了いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午前11時48分）

（休 憩）

（午後1時30分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

理事者側では、荻原 浩建設課長、公務出張のため、欠席する旨の届出があり、代理に大井政彦建設課長補佐兼建設係長が出席する旨の届出がありました。

通告8番、茂木 勲議員の質問を許可いたします。

茂木 勲議員。

（4番 茂木 勲君 登壇）

○4番（茂木 勲君） 通告8番、議席番号4番、茂木 勲です。

3月11日、12日の、東日本及び長野県北部の大震災で、死者、行方不明者、合わせて2万数千人という、大惨事となってしまいました。被災されました皆さまに、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

もうすぐ3カ月が経過しようとしています。一日も早く復興され、普通の生活に戻れることを望みます。

さて、防災行政無線の進捗状況について、質問いたします。

12月議会の一般質問で、防災行政無線について同報系防災行政無線が最適であると判断され、平成23年度の工事实施に向けて作業を進めていると回答されました。また、先日の本会議で、設計が済み、入札も済んだとの報告がされました。工事に入るとお考えですので、今後の予定も含めて、現在における進捗状況の説明を求めます。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

それでは、12月議会以降の進捗状況、それと今後の予定ということでお話しさせていただきます。

まず、12月議会閉会後の17日には、区長会において防災行政無線の導入について、ご説明をさせていただきました。その際、1月以降開催されます各区の総会等におきまして、各区長さんから区民の皆さんに、防災行政無線導入に関する経過等の内容等を説明していただけたということになりまして、各区の総会等において説明をしていただいたところであります。そして、1月中旬には、町内各所において電波伝搬調査を実施しました。御代田町の地形は、浅間山の緩やかな南麓ということで、入り組んでいる場所も少なく、地理的条件も良いことから、送信及び受信とも、非常に良好な調査結果が得られています。このため、中継所を設ける必要もなく、当初の計画どおり役場から直接それぞれの屋外放送施設へ電波を送信する形で、設計を進めることができました。1月下旬には各区の総会の際に区長さんから説明していただけたところでありますが、広報『やまゆり』2月号におきましても、改めて住民の皆さまに対しまして、防災行政無線の導入等に関するお知らせをさせていただきました。その後、総務省信越総合通信局へ無線局設置にかかる計画書の提出を行うなど、事務手続を進めてまいりました。実施設計業務も順調に進み、受託者である財団法人電波技術協会からは、3月18日に成果品が納入されています。その後、平成23年度に入りまして、工事発注に向けた事務手続を進め、本定例会初日の契約議案件におきまして、企画財政課長からご説明申し上げましたとおり、5月30日には指名競争による入札を行った結果、9,311万4,000円で日本無線株式会社が落札し、6月2日に仮契約、6月6日には議会議決をいただ

き、本契約となったところでもあります。

今後におきましては、関係皆さまのまたご協力をいただきながら、平成24年4月からの施設稼働に向けまして、工程計画どおり、施設整備工事を進めてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

○議長（柳澤 治君） 茂木 勲議員。

○4番（茂木 勲君） 先日の本会議で、勉強不足で質問ができなかったもので、ちょっと聞きたい部分がありましたので。

入札額の31.1ですか、あまりにもちょっと設計に対して低いかなど。安いことは良いのですが、安かろう、悪かろうでは困ると思いましたが、今日になってしまったことは申しわけありませんが、その辺のところの説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、設計価格に比較して、企画財政課長の方から申し上げたとおり、落札比率というんですか、30%というような数字になっているんですが、近隣の状況等を見ましても、4割、5割で落札されているような事例もあるかに聞いております。それと、今回の発注工事の内容、工事ということで発注はしておりますけれども、設計額の78%、約8割近くが機器の製作費であります。機器の製作費ということで、これはその落札された日本無線さんが企業努力によりまして破格の価格で考察していただいたというように考えておりますので、当然、落札した以上は、間違いなくきちんと履行していただくということで考えておりますので、町といたしましても、きちんとした仕事をしていただくよう、ちゃんと監督してまいるということでもあります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 茂木 勲議員。

○4番（茂木 勲君） ただいまの答弁を聞きまして、よろしくお願したいと思ひます。

今年は、梅雨入りと台風が発生が例年より早く、5月に台風1号、2号が日本列島に接近し、全国各地に大雨を降らせました。今後の天候が心配されます。どんな災害が、いつ発生するかわかりません。町民の生命、財産を守り、安心・安全な生活を守るために、緊急時に町民全員にすばやく連絡できる設備が一日も早く完成し、使用できることを望みます。

次に移らせていただきます。

国有地の取得について、質問いたします。

地球温暖化による高温障害でしょうか、当町の基幹産業である農業、特に昨年高原野菜の夏作から秋作が不作になった。農業を維持するためには、高涼地いわゆる標高1,000m以上の高地がもっとも最適と考えます。需要と供給のバランスですから、1ケースの単価は上がったが、生産者によって大きな差が出る結果となった。また、全滅に等しい畑もあったと聞いています。若い後継者が意欲を持って農業経営ができる農業でなければ、後継者は育ちません。また、意欲も湧きません。現在の標高800m前後では、高原野菜はできなくなってしまうのでしょうか。心配されるところです。問題はいろいろありますが、標高1,000m以上の高地に農業生産する場所が必要と思います。当町には、唯一浅間山があり、浅間山麓の国有地を有効活用することはできないか、模索または検討する考えはないか、苗畑の部分もありますけれども、苗畑には制限があるという関係もあり、また、農林省の産地市場ですか、の今後の推移はどうかについて、説明を求めます。

○議長（柳澤 治君） 清水産業経済課長。

（産業経済課長 清水成信君 登壇）

○産業経済課長（清水成信君） それでは、茂木議員の農業を維持するため高涼地、ま、国有地ですね、の取得をする考えはあるかということで、お答えをしたいと思います。

当町、農業は基幹産業の1つであります。特に野菜については、準高冷地の気候を生かした、レタスなど葉物3品を中心に、農家の皆さんの努力と、また生産、流通の確立等により、安定した生産がされ、高い評価を受けるに至っているところがあります。しかしながら、集中豪雨でありますとか昨年の猛暑、あるいは季節外れの降雪などがあり、近年の気候変動の影響もありまして、病害虫の発生でありますとか、不作を招いたりしているところも事実としてございます。また、品質の良い野菜ができません、先ほど茂木議員言われるように、価格が不安定で、安定した生産と所得が得られないと、こういった状況もあるのも事実であります。また、ここ数年前からですが、レタスの根腐れ病でありますとか、ほかの野菜でも連作障害といったような障害も発生している、こういった中で、高い品質の野菜の維持が難しくなっているという状況もあるのも事実だと思います。

これらの対策としては、従来より県の普及センター、それから農協などの栽培技術指導、あるいは作付けの品目の選定、改良の品種の導入等、また作付けの時期をずらして、産地間競争の改称を図るなど、対策もとられて実際にやってきているところでもあります。町といたしましても、農協に対して野菜の生産安定を図るための品種の試験、あるいは栽培技術などの研究に対して助成をしているところでもあります。それから降雹、台風などの自然災害によって、農家の皆さんが融資を受けた中で、それに対する利子補給などを行ってきているところでもあります。

ご質問のように、農業を維持するため、高涼地、1,000m以上の国有地を取得する考えはないかというようなことでもありますけれども、昨年のような猛暑に対しては、標高の高いところに栽培することによって、品質の良い野菜生産に期待ができるかもしれません。おっしゃるとおりかとは思いますが、しかし、現段階においては、標高1,000m以上の国有地を取得をして、農地造成といいますか、整備をする計画あるいはちょっと考えはないというところでもあります。

それから先ほど議員が言われた、1,000mの上にありますところの独立行政法人の畜産草地研究所、こちらの方で用地を売却するとか、貸与するとか、そういったような情報というか、話は一切ございません。

こんな状況の中、今後においてですけれども、地球温暖化などの影響により、先ほど言われるように、猛暑など、あるいは平均気温の上昇が著しくなるなど、異常な気象がいつそう進む、続くというような状況になった場合においては、当然ながら、品質の良い野菜栽培ができなくなってしまうという、さまざまなほかの影響もあるかもしれませんが、そういった懸念がされる場合には、1つの手段としては国有地の取得、整備についても検討していかなければならないかというふうに思っているところでございます。

したがって、当面は野菜の生産安定を図るために品種試験、品種改良など、研究、あるいは農協などの関係機関による技術栽培指導の強化など、そういった部分の方へ支援をしつつ、農業の振興を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（柳澤 治君） 茂木 勲議員。

○4番（茂木 勲君） 町が農協とタイアップしていろいろな施策を行ってもらっていることはわかっております。ソバ、それから利子補給、いろいろな面で町として出来

る限りのことをしていただいていると思います。しかしながら、品種改良、技術の導入、なかなか思うようには進まないものです。品種改良をされても、根腐れ病とか、最近では、根腐れ病のレース1、レース2があったんですけども、そこへレース3が入ってきてしまったということも聞いております。そうなってくると、品種改良が追いつかない、品種改良されてそれなりの品種も出てきてはいますけれども、万全ではない。そうなってくると、多品目をという部分もありますが、多品目でもいろいろな種類を品種を取り入れることによって、根腐れとかそういう部分にも対応できるんですけども、やはり一番は安定した収入が得られるかどうかになると思います。そんな関係で、ただいま耕作、町内でしている標高の部分では、今後高温、暑い日が続くような、毎年がなくなってしまったら、作付けできなくなってしまうのではないかなという心配があります。そんな関係で、標高のあるところを求めていければ、町がそういうところへも力を入れて町内の農業を守っていただきたいと思います。

そんなことを含めて、お願いしたいと思います。

それでは、次に農業振興地域の面積は、現状を維持する必要があるのか、質問いたします。

私も農業者として、農業振興地域の維持及び確保は当町の農業者育成、農業生産拡充のためにも、重要かつ必要であると思います。しかしながら、ここが農振地域と疑問に思う場所もあります。既に線引きし、国に報告してあるから、面積が減少してしまうから変更ができないのか、見直しする必要があると考えます。

私も農業委員をさせていただきましたので、秋、農作業がある程度暇になったときに、農業委員会として作付けとか荒廃地、まだ何とかなるんじゃないかなとか、もうこれはどうにもならないなというような、線引きというか、そういうことを、畑、水田、回って、それぞれの農業委員さんが持ち場持ち場で、自分たちの持ち分のところを、毎年秋、歩きました。その中で、やはり農振地域と線引きされている中にも、現在は野菜生産していくには、ブーム、2トン以上のトラックが入るような場所でなければ、どうしても面積も1井、2井、3井というような面積の畑は、荒れてしまっています。やはり出入りも悪い、作業能力も落ちる、生産性も伴わない、というようなところも、やはり当時線引きするときに一画こう、まとまっている面積を、この地区は農振地域とかという分け方だったと思いますけれども、やは

りそろそろ見直すべき部分があるんじゃないかなとも思いますので、その点の説明をいただきたいと思います。求めます。

○議長（柳澤 治君） 清水産業経済課長。

○産業経済課長（清水成信君） それではただいまの茂木議員の農業振興地域の面積は、現状維持する必要があるのかということについて、お答えをしていきたいと思えます。

この農業振興地域の目的といいますか、基本的な考え方につきましては、農業の健全な発展を図るため、国土資源の合理的な利用の見地から、土地の農業上の利用と、都市計画などほかの利用との調整に留意をしつつ、近代的農業を推進するために必要な条件を整えた、農業地域を保全・形成すること、またこの地域に農業振興に関する施策を計画的に推進するものとしているということで、当町においても従来、特に野菜生産が振興が盛んになってくる中において、いろいろな施設整備でありますとか集出荷施設ですね、そういったものですとか、土地の区画整理とか、そういった多くの事業を取り入れて、現在に至っているという状況はございます。

現在、御代田町の農業振興地域の面積は、1,691ヘクタールであります。そのうち、農用地区域といわれる面積、これが781ヘクタールあります。宅地など多用途への転用が厳しく制限されている反面、農道整備でありますとか、土地改良事業等を実施するにあたっては、農用地区域の中での農地の指定が必須条件となっております。

平成22年度において改正された、国の農地等に関する基本指針、これに基づきまして、長野県が定めた基本方針の中においては、平成32年、これから10年後を想定しておりますけれども、その10年後に確保すべき県内の総農用地面積、規制のかかる面積ですね、その部分、10万4,000ヘクタールというようなことで目標を定めてあります。平成21年度、昨年基準で、7%ぐらいの約7,000ヘクタールを増加させるという、県全体での目標が掲げられているところであります。

それに基づきまして、現在、町の方においても、農業振興地域整備計画の見直し作業を進めております。各種農業施策を実施するためにも、農用地面積につきましては、増加、できれば増加したい、あるいは最低でも現状維持を基本として考えているところであります。

具体的には、集団的に存在する農地については、農用地区域へ編入をしていく、それからまた逆に、農振の除外については、集団性を保ちつつ、必要最小限とするというような基本的な考え方の中で、併せて耕作放棄地の抑制、あるいは再生利用等により、優良農地を守っていくことというような形で考えているところであります。

ご指摘のように、農用地区域の中にも須賀沢といいますか、狭小な農地で本当にここを優良農地といえるのかというようなところも、確かにあると認識はしております。このような場所は、逆に遊休荒廃地化されないように、優良農地として保全すべく、昨年からは始まっていますところの個別所得補償制度への対象作物でありますところの水稻、あるいは今年から畑の方も対象になりますが、ソバでありますとか、大豆等の作付け、こういったものによって、耕作放棄地の解消事業を推進を図っていかねばならないということで、現在取り組んで、進めているところでございます。

したがいまして、農業振興地域内の農用地面積、全体の農振地域も含めてですが、先ほども申しあげましたように、最低でも現状の面積を維持して、各種農業の振興を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（柳澤 治君） 茂木 勲議員。

○4番（茂木 勲君） ただいまの答弁で、優良農地を保全することはまことに重要だと私も思います。それで、国の施策というか、農振地域をまとめたところは編入する、したいというようにお聞きをしたんですが、御代田町にそういう場所はあるんでしょうか。もし、見直しをしたら、農振地域が減少してしまうのではないかと。現在の農振地域の面積を維持することもわかりますが、実際にそのような場所があるんでしょうか。ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 清水産業経済課長。

○産業経済課長（清水成信君） はい、ただいまのご質問であります。先ほども言いましたように、現在、この整備計画、町全体の中での見直し作業を進めているところであります。現時点で、本当にまとまって農振の農用地に編入するところ、正直なところ、ありませんけれども、この見直し、これから進めていく中においてそれも含めた中で対応、あるいは編入、あるいは維持、そういった部分でのところ

を考えているところであります。作業進行中ということで、よろしく願いをしたいと思えます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 茂木 勲議員。

○4番（茂木 勲君） はい、わかりました。優良農地を維持するためにも、農業振興地域の保全をよろしく願いしたいと思えます。

それでは、町長に伺いたいと思えます。

いま課長から答弁がありましたので、多分ほとんど同じになってしまうのではないと思えますが、町長は、御代田町農業の主力である高原野菜は、基幹産業の1つであると力説されているが、1と2について、思案があるかお聞きしたいと思えます。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

いまご質問いただいておりますように、地球温暖化によるこの気温の上昇が、今後御代田町のこの一番のレタスなどにどのような影響が及ぶのかというのは、非常に心配される場所でもあります。

町では、例えば、この町の一番の主力であるレタスというものを将来にわたって継続的に生産できるようにということで、それはいわゆる連作障害がいま大きな問題になっていますが、この連作障害をくい止めるという意味で、ソバの栽培を奨励してはいますが、現在、このレタスの連作障害で一番効果のあるのは、ソバの栽培、3年に1度ほどソバを栽培していただくなどのことによりまして、連作障害というものをできるだけくい止めることができると考えておりますので、こんな点でも、是非農家の皆さまにもそのソバの栽培を、レタスの、将来にわたっての生産ができるという観点から、勧めていただきたいというふうに思っております。

農業は当町の基幹産業の1つであることは当然のことです。野菜につきましては、準高冷地の気候を生かしたレタスなど葉物3品を中心に農家の皆さまの努力と、生産流通の確立によって、安定した生産がされ、高い評価を得るに至っております。しかし、議員ご指摘のとおり、気候変動の影響もあり、野菜の作柄や所得も不安定な、厳しい状況にあるのが現状だというふうに認識をしております。

ご提案いただきました、この高冷地、特に国有地を取得するというものの考え方

についてですけれども、これからの地球温暖化による影響など、野菜栽培にさまざまな影響が懸念されるような場合は、1つの手段として、そのようなことを考えなければならないような状況になるかもしれないということですが、しかし、なかなかすぐということにはならない難しい問題がありますので、当面はやはり、課長が申し上げましたとおり、野菜の生産安定を図るための品種試験、品種改良などの研究や、農協など関係機関による技術指導強化などへの支援をしつつ、農業振興を図っていく必要があるかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 茂木 勲議員。

○4番（茂木 勲君） 確かに、品種試験等、それから農協とタイアップしてソバ、それから先ほど申しましたように、利子補給とか、いろいろな手が打たれておりますけれども、どうしても品種試験とかは時間がかかってしまいます。それで、あ、これならいまの根腐れとかそういうものに効果があるというものが、まだ見出せていないと思います。ある程度抵抗品種というものが出てきていますけれども、まだまだ難しい段階で、やはり生産を拡大する安定した農業をしていくには、幅広い場所にある程度農地が必要ではないかなと思うところです。そのような関係から、当町域内の農地の有効活用が実現できれば、高原野菜の安定した生産拡大と、雇用の促進にもなると考えます。また、農振地域の見直しも、やはりここで振興地域でいいのかなという部分もありますので、そういうところは見直す必要があるのではないかなと思いますので、今後の研究課題といたしまして、私の一般質問を終了とします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告8番、茂木 勲議員の通告のすべてを終了いたします。

通告9番、内堀恵人議員の質問を許可いたします。

内堀恵人議員。

（13番 内堀恵人君 登壇）

○13番（内堀恵人君） 議席ナンバー13番、内堀恵人です。

今回、2件ほどお聞きをしたいと思います。

まず1件目、都市計画区域と都市計画税についてであります。この質問は、昨年の6月定例会でいたしました。そして、この質問をテレビ等またオフトーク等を聞いた人たちが、47年間も税金を納めている地区と、納めていない地区があると知

らなかったという、非常に大きな反響がございました。これは是非早いうちに是正してもらいたいという声が多くありましたので、今回、また再度質問ということになりました。

答弁については昨年やりましたので、ある程度の答えはわかっております。ですが、昨年、町長がこの質問を聞いて、1年間、1年経ったわけですがけれども、調査検討をし、この作業を進めていきたいという答弁でございました。その答弁は、町長の答弁の方はまた一番最後に聞きたいと、こんなように思っております。

内容について、少し入っていきたいと思います。

都市計画区域と都市計画税。昭和31年に旧御代田村、伍賀村、小沼村と3村が合併をし、御代田町になりました。その7年後、昭和38年に都市計画区域が指定され、あれから昨年47年でしたので、今年48年、現在に至っております。48年間という年月は、非常に長い期間であります。昔の人なら、人の一生であります。高度成長時代、またバブルの時代を経て、御代田町も合併当時の昭和31年の時代とは大きく変わってきております。当時は国道18号線が開き、18号線が非常に栄えておりました。その後、カリン道路が開き、カリン道路の発展が18号線から移ってきたという状況であります。また、伍賀方面では、パラダのスキー場、佐久市から湯川のふるさと大橋ができ、児玉から草越に抜ける県道、改良され、非常に発展の地域が変わってきていると思います。昭和38年に都市計画区域が指定され、区域内では都市計画税を納め、区域外では納める必要はない。また、区域内では住宅の建設にあたり建築確認申請が必要であり、区域外では必要でなく、工事届だけで済むという事実。非常に私は不公平であり、また、この話を聞いた皆さんは、不公平だと言っております。御代田町の第四次振興計画の中にも都市計画区域指定を受け、当時都市計画区域外、区域内の不公平感が、地域の編入と除外という都市計画区域の見直しについて、議論が巻き起こったという経過も書いてあります。非常に不公平感があったということも当時言っていたようであります。

そこで、質問に入っていきたいと思います。

都市計画区域の目的と経過について、これについて答弁をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 大井建設係長。

（建設課長補佐兼建設係長 大井政彦君 登壇）

○建設課長補佐兼建設係長（大井政彦君） お答えいたします。

都市計画区域の指定時、それとその状況と目的でございますが、昭和30年代以降の高度成長に伴いまして、人口及び産業が都市に集中するという、急激な都市化減少が起き、これに伴い、都市及びその周辺地域において、農地や山林が虫食いの宅地化され、市街地が無秩序に拡散し、道路、公園、下水道などの必要最小限の都市施設さえ備えていない、不良な都市というものが形成され、数々の弊害がもたらされるということになりました。このような社会的背景のもとで、新都市計画法の制定が行われ、県内においては市を中心に指定が始まり、当町においても県の指導を受け、昭和38年10月に佐久市、臼田町と一体となる佐久都市計画に参画し、計画区域の指定を行いました。

都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びに、このためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念といたしまして、この基本理念を達成するために、都市計画法とその他の法令の規制を受ける土地として指定した区域というものが、都市計画区域ということでございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いま、区域の目的と経過ということで、答弁をいただきました。その当時、やはり38年、佐久市と臼田町、御代田町が指定をされたということでございます。

いずれにしても、高度成長時代、確かに急激に都市化し、土地が虫食い状態、宅地化されてきたというのは事実であります。1つ、そのときに48年も前の話ですから、ちょっとわかりませんが、この区域内に御代田地区と小沼地区が区域内になり、伍賀地区が区域外になったと。全体を見た中では、御代田、旧御代田は、たしか町の真ん中ですので、小沼にしても馬瀬口の方は土地の改良、耕地整備を行っております。そういう部分では、やはり条件は同じだったのではないかなと、こんなように私は思いますけれども、このときにどうして御代田地区、小沼地区が区域内で、伍賀地区が区域外になったのか、そこら辺のところ、ちょっとわかたら教えていただきたいと思っております。

○議長（柳澤 治君） 大井建設係長。

○建設課長補佐兼建設係長（大井政彦君） お答えいたします。

旧伍賀地区がなぜ外れたかということでございますが、先ほどの基本理念にごさ

います農林漁業との健全な調和を図り、それを踏まえるとともに、都市計画区域となり得る町村の要件でございます商工業その他の都市的業態に従事する者の数が、全就労者数の50%以上であることを考慮しまして、当時として旧伍賀地区と旧小沼地区も含まれますが、集落北側ですね、その位置づけを基本的には恵まれた自然環境の保護・保全を図り、今後の開発を最小限にとどめ、農業集落の環境整備を推進する地域、としまして、それらの地域を除いた中心部、そういったところを計画区域として設定したという経緯があるようでございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） 当時のやはり町を引っ張っていく町長、また議員の皆さん、そういう人たちがある程度決めていったと思います。当時、48年も前のことですから、今となつてはよくわかりませんが、いま説明を聞いたようなことで、今になってはどうしようも、さかのぼってはだめだということでございます。

そして都市計画区域内と区域外の違いについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 大井建設係長。

○建設課長補佐兼建設係長（大井政彦君） お答えいたします。

区域内と区域外の違いでございますが、違いをひと言で言えば、区域内では土地の利用、先ほど議員もおっしゃられましたが、建築物の用途、構造などに一定の制限が加えられ、区域外にはそれが無いということになります。

区域内には都市計画区域指定時において、街路、公園などの都市施設の計画がなされております。また、平成元年に計画された公共下水道も、都市計画事業として、その区域内でのみ実施可能なものとしてございます。

近隣市町村に誇れます雪窓公園、龍神の杜公園、やまゆり公園の整備、また町道御代田佐久線、御代田駅大林線、平和台線などの道路、都市計画施設、都市計画街路ですね、として整備されてきました。特に社会資本整備に欠かせない下水道につきましては、都市計画区域内・外を持つ町村の利点を生かしまして、区域内は国土交通省の所管の公共下水道事業で実施いたしました。区域外につきましては、草越・広戸地区は農林水産省所管の農業集落排水事業、豊昇・面替の地区におきましては、厚生労働省所管の個別排水処理施設整備事業と、それぞれ地域特性に合わせた整備手法により、短期間で90%を超える普及率を確保することができております。また、都市計画では、用途地域の指定がございます。都市利用に計画性を与え、

適正な制限のもとに、土地の合理的な利用を図ることを目的に定められた地域・地区の1つで、どのような用途にどのように、どの程度利用するか、べきかななどを定めて、建築物の用途、容積、構造等に関し、一定の制限を加え、適正な利用と保全を図ろうとする地域でございます。地域外にはこのような制限がないということですが、既存の農業集落を保護・保全するため、ほかの施設が講じられておりまして、町の全体の秩序が保たれているものと思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いま、区域内と区域外の違いということで説明を受けました。区域内では公共下水道とか公園とかということでありまして。これは確かに目的税ですので、そういう形に使うということでありましてけれども、一番やはり生活に密着しているというのが、一般的、町民の皆さんの感度であります。区域内では建築確認申請が必要、区域外では工事届で済むということでありまして。これについて、一般的、30坪から40坪の家を建てるには、どのくらいの建築確認費用が必要なのか、工事届ならどのくらいかかるのか、そこらのところをちょっとわかっただけで教えてください。わからなければいいです。いえ、わからなければいいです、はい。

○議長（柳澤 治君） 大井建設係長。

○建設課長補佐兼建設係長（大井政彦君） 申しわけございません。ちょっと今のところ把握していないもので。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） これは、私もちょっと調べてきました。そして、30坪から40坪の家を建てるというときに、建築確認は大体30万円から40万円、そこへ証紙とかで5万円から6万円かかるそうです。これが区域内の家、住宅を建てる場合。それから区域外では工事届で済むということで、15万円から20万円ぐらいで同じ30坪から40坪を建てる場合は済むということでありまして。ここでも大分違ってくるなど。

ついこの間ですけれども、私の友だちで家を建てる時、息子の家を建てる時といったときに、こういう話をしてくれました。4、5年前に姉歯一級建築士ですか、耐震の偽装問題があっただけで、そのときから非常に厳しくなっていて、そしてこの地盤の調査とかいろいろも入ってきたりして、70万円ぐらいかかったというような話を私にしてくれました。ですが、これは普通の会社に、建築の会社の人に聞いたのが大体

30万円から40万円、それで証紙で5万円から6万円かかると。それで完成した後は、その確認というか検査というのが来るというのが、地域内の方であります。区域外では、その検査はないということを言っておりました。

そんなことで、次に行きますけれども、公共下水道に使われているという答弁であります。公共下水道に使われるといろいろとすれば、やはり下水道料金については、多少差があってもいいのではないかと。先ほど、農業集落排水は草越・広戸地区、それから個別排水の方は豊昇・面替地区ということであります。そういうことですので、この下水道の処理の料金、これについては差があるのかないのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 大井建設係長。

○建設課長補佐兼建設係長（大井政彦君） お答えいたします。

下水道料金において、地区によって違いが、差があるのかということでございます。

公共下水道の建設費にかかる部分につきましては、都市計画税を充てて行っておりますので、建設費の一部に相当します受益者負担金につきましては、区域内と区域外を分けて検討いたしまして、区域外の事業では税の負担がない分割高に設定し、ご負担いただいております。ただし、使用料につきましては、施設使用の対価でございますので、都市計画区域と外の区別はできません。基本的には、町内、その先ほどの公共下水道と個別排水と農業集落排水、その3事業とも同一の考え方で料金を設定してございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いま、料金は同じだという答弁であります。

いずれにしても、都市計画税、税金が目的税であり、公共下水道の方へ出ているという部分では、本来なら私は水道料は多少安くてもいいのではないかなと、このように感じます。最初の受益者負担ですか、それは少し高めになっているという話でございますけれども、やはり受益者負担については一時的なものであり、水道料の処理量はこれずっと続いていくものであります。ここらについて私は少しぐらいは差をつけて、安くてもいいじゃないかなと、このように思いますけれども、そこらのところはいかがでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 大井建設係長。

○建設課長補佐兼建設係長（大井政彦君） お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、量につきましては、対価ということなものですから、一律同じという考えで行っていくという詰めでございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いま、答弁がございましたが、一律であると。いずれにしても、これは最終的には見直してもらおうということが前提であります。

それで、次に税務課長に確認といいますか、質問したいと思えますけれども、いずれにしても、都市計画税、税率は1,000分の0.2%、仮に3,000万円、4,000万円の家を建てた、区域内で3,000万円の家を建てたら、年間6万円の都市計画税がかかってくると。1,000分の0.2、あ、すみません。100分の0.2%で6万円、年間6万円。これは区域内では6万円かかってくると。それで区域外ではこれ、かかってこないということであります。これは非常に大きいお金だと思います。これ、1年、2年じゃなくて、10年、20年、30年です。これが始まってから、もう47年、48年、今年で48年になりますので、これは大きいと思えます。本当に不公平感があると思えますけれども、税務課長の立場でどういうふうに思えますか。

○議長（柳澤 治君） 山本税務課長。

（税務課長 山本邦重君 登壇）

○税務課長（山本邦重君） お答え、ちょっと難しいところがありますけれども。

個人的な、都市計画区域内に建てたものと、建てないものというのは、例えば建物の場合でありますと、先ほどの確認申請等、しっかり審査をした状態で、いまで言えば、耐震等しっかりされた状態で、家を建てて安心して住めると。工事届、先ほどの工事届の部分は、そういう審査・検査というものがないという中では、私は都市計画区域内に家を建てて住んだ方が、例えば道路、下水道、いろいろな部分ではいいかというふうに思えます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） 安心して住めるということでございますけれども、できればもう2人ぐらいに聞きたいんですけれども。

町長の次に責任のある総務課長の立場で、これについて、今日は出番が多いようですけれども、総務課長という立場の中で、この不公平感ということについて、ど

んなように思うか、ちょっと。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） 大変難しくて、私の立場からも、これ不公平感というのは、確かにあろうかと思えますけれども、それぞれ制度上で構築されているシステムと  
いうか、そういうものでありますから、こればかりは致し方ないのかなど、このよ  
うに斯様に思います。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） 昨年の6月の答弁の中で、都市計画審議会、委員会を開き、調  
査・研究・検討をし、その作業を進めるという答弁でありました。そういう中で、  
この会議が昨年の6月以降、何回開かれたのか、開かれたらどんな内容で議論した  
か、お聞きをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 大井建設係長。

○建設課長補佐兼建設係長（大井政彦君） お答えいたします。

昨年の6月以降ということですが、まず町の中でその計画区域の変更につ  
いて、もう一度精査するために、昨年6月30日、建設課長と都市計画係長が県  
庁の都市計画課を訪ねまして、都市計画区域の変更についての協議を行っておりま  
す。その結果、都市計画税の課税及び、先ほど来の建築確認申請の費用負担等、そ  
ういったものの不公平感のみを理由とした都市計画区域の変更というものは、困難  
であると判断いたしまして、今後、社会情勢の変化に対応しながら、検討について  
引き続き行うべきではございますが、早急な見直し作業というものは断念いたしま  
した。

本年4月の人事異動もございまして、この度の一般質問の通告もございましたの  
で、本件の再確認の意味も含めまして、去る5月30日に建設課長と都市計画係長  
で県庁都市計画課を訪ねまして、再度協議を行ってまいりました。

都市計画区域は、都道府県が指定しまして、国土交通大臣の同意を得なければな  
りません。区域の変更においても準用されまして、一番重要な点は、変更の目的・  
理由というものでございます。

そういった中で、更に仮に伍賀地区、都市計画区域に含めるというような変更を  
行う場合、その目的の例の1つとして、伍賀地区における今後必要となる新たな大

がかりな都市施設の整備、開発の計画を策定したうえで、その計画の実施と財源確保のため、区域に含める必要があるというような目的になると思いますが、しかしながら、伍賀地区におきましては、新たに整備の必要性があるような大がかりな都市施設につきまして、現時点では見当たらないということでございます。

もう1つの例といたしまして、伍賀地区における開発行為の現状に関して、都市計画法上の抑制が必要となるような乱開発などの実態があるか、あるいは、今後、その抑制が必要となるような懸念があるかといいますと、秩序のある都市機能の保全のため、区域に含める必要があるというような目的となります。しかしながら、これらの実態、懸念につきましても、見当たらないということでございます。

計画変更目的につきましては、ほかにもあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、社会情勢の大きな変化を含む、並びに伍賀地区において新たな都市施設の整備を含め進めていくための当町としての明確な変更目的、将来ビジョン、理念といったものが必要になってきております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いまの答弁では、県の方では区域の見直しはできないというような、不公平感だけではできないというような答弁であります。こんな答弁が来るとは、私は思っておりませんでした。いずれにしても、町内の中では不公平であるという声が多く出ております。それで、いままで本当に私も知らなかったということが多くの回答でした。昨年ですね、町長にどうですかと、見直しはどうですかという話の中で、町長、私もよく知らなかったという答弁でありました。その中で、本当に皆さんから私も言われました。町長知らないということはないでしょうと。しらばっくれているんじゃないかというようなことを、これは町民が言っているんですよ。そういうことを私も言われました。本当にこんな大事なことが年間1億2,000万円の税金が上がっております。そこが払うとこ払わないところがあるということは、ちょっとこれは是正してもらわなきゃ困るということでもあります。そんなことで、いま課長補佐の方からは、県の方は見直し作業を断念したというような話でございますけれども、これは持っていき方でどうにかなると思います。町長の考え方がどんなふうなことを考えているのか、町長の方から答弁を願います。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

この都市計画区域というものが、もう48年前、半世紀前に決められたものということでありますので、これはただいまいろいろご指摘のその区域の指定、あるいは下水道と農排の料金問題の不公平感というようなご指摘をいただきましたけれども、これが決定されたプロセスというものが、法律や制度に基づいて決定されたものであり、議会議決を経て決定されたものであるということから、この決定の過程には、問題はないというふうに認識を、当然のことですけれども、認識をしております。ただ、半世紀前の指定と、区域の指定ということであります。ただいまの担当課の方で説明がありましたように、この計画区域の変更については、理由が必要だということになっております。したがって、現時点で早急にこの都市計画区域の変更を行うということについては、非常に困難だろうというふうに判断せざるを得ません。しかし、半世紀という時代を経て、この社会情勢の変化等に対応しながら、都市計画区域の変更を行うべきなのか、行うべきではないのかという検討につきましては、今後も引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、現状では早急に変更を行うことは困難だという判断ということで、答弁とさせていただきます。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） 町長、いずれにしても、これはいろいろなところでいろいろな意見が出てきております。私も町政報告会とか各種団体で何か話があるときには、これは去年1年間出してきました。これ現実問題でありますので、これはよく検討をして、やってもらわなきゃ困るなど私は思っております。町長、すぐやるあれはないというような答弁でございますけれども、これはよく調査研究して、やるという、去年はそういう答弁でございますので、是非、これは本当にやってもらいたい、こんなように思います。ほかのいろいろなやり方があると思います。是非、都市計画区域をどうのということではなくも、いろいろな方法が私はあると、こんなように思いますので、これについては是非、検討をして、できるだけ早い部分でやっていただきたいと思っております。

それで、先ほど、この検討委員会ですか、が、まず一度も、去年から一度も開いていないということでもありますけれども、課の方でいろいろと県へ行ったり、やってきたということもございますけれども、一度もやっていないということは、

ちょっとこれも私は問題じゃないかと。これは委員会の委員がおりますので、やはりこれも是非進めていただきたいと、こんなように思います。

都市計画税については、以上で終わりたいと思いますけれども、時間は何時まで、あと15分、2番目の質問に入りたいと思いますけれども、浅麓環境施設組合の運営についてであります。

この施設は御代田町と軽井沢、佐久市と御代田町、佐久市の一部でございまして、運営しております。私も議会へ入って、ここで3年ちょっとになりますか、行っていますけれども、行って見てわかったことであります。非常に大変な施設だなあということを感じました。これは行ってみなきゃわからないわけですが、行った人はわかると思います。私と弘議員と2人で行っておりますけれども、この町の負担金が、年々増えております。そして1億円をいま超えていると思いますけれども、これでは将来的に本当に町の財政にひびいてくるのではないかと、こんなように考えましたので、町の考え方を聞きたいわけでございまして、まず、この施設の当時の目的と経過について、時間がないのでできるだけ簡潔にお願いをしたいと思っております。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

内堀議員申されたとおり、浅麓環境施設組合は、小諸市、佐久市、旧浅科地区です。それと軽井沢町、御代田町で構成された一部事務組合で、し尿、浄化槽汚泥、下水道汚泥及び生ごみを高度処理しながら、有機性廃棄物の持つエネルギーを回収利用するとともに、資源化を図る技術を駆使した施設でございまして。建設にあたっては、昭和54年に整備した既存の湿式酸化設備を利用しつつ、周辺環境への調和を図り、近隣地域への臭気、騒音、振動等の公害防止に配慮した施設です。なお、このし尿系湿式酸化設備につきましては、17年が経過した平成8年に、チタン製の二重缶の熱交換機が摩耗したために、交換する工事を国庫補助を受けて実施してございまして。浅麓環境施設組合の施設は、水処理施設、メタン発酵設備、ガス発電、これによって熱回収を行っております。それと窒素回収、こちらで硫酸の製造をしております。そして、堆肥化設備を設けて、積極的に資源循環型社会に貢献するとともに、公共水域の水質保全、生活環境保全及び公衆衛生の向上を図るための施設

として、平成18年9月に竣工したものでございます。処理能力は、し尿が1日に74kℓ、浄化槽汚泥49kℓ、下水道汚泥1日33t、生ごみ1日19tを処理できる施設です。施設建設時には、煙の出ない地域循環型の画期的な施設として稼動しています。

施設建設策定にあたりましては、機械の耐用年数等を考慮して、平成31年度を目標年次として、平成11年度までの実績値から推計して、各処理規模を決定してございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） 目的と経過ということで、いま説明をいただきました。

次に、当初からいままでの負担金の推移、増えた理由とを御答えを願いたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） 負担金の推移でございますけれども、平成18年度御代田町の分ということで、1億4,687万8,631円。19年度、8,255万4,560円。20年度、1億1,343万7,472円。21年度、9,930万円ほどです。22年度は、1億4,600万円です。平成23年度の当初予算では、1億200万円です。というのが、負担金の金額です。それで、このように結構波がございます。それについて、どのような理由かと申しますと、いろいろとその設備の委託料がかかったり、かからなかったりということになっておりまして、先ほども申しましたけれども、当初、こちらの施設の予測にあたっては、管内人口、わずかながらも増えるのを継続するという見込みでございました。平成20年度の実績では、微減、わずかながらも減ってございまして、8万6,829人に対して、2,360人少ない、8万4,469人、これは管内の人間です。

○議長（柳澤 治君） 桁を間違わないように、ゆっくり、焦らず答えてください。

○町民課長（尾台清注君） すみません。それで、これ、構成市町村で見直しが始まっている下水道の接続人口は、4万8,847人に対して4,686人少ない4万4,161人でした。また、処理量につきましても、計画量に比べて平成20年度実績で下水道汚泥が23tに対して11.4t、49.6%です。生ごみの方は、1日18tに対して11.2tの、62.2%と、計画と実績に差が生じている状況でございます。し尿、浄化槽汚泥は、これは97kℓに対して今96.5kℓですの

で、99.5%ということで、ほぼ計画どおりかなというようなことをございます。当時は人口減少や現在のようにごみの分別、資源化が進むことが想定されていなかったこともありまして、施設規模も現状より大きなものとなっております。また、その他、増減している大きな理由としては、起債の3年据え置きが終了し、償還が始まったこと、メーカー契約の保証期間終了に伴う委託料の増加、使用する薬品の貸し担保期間中のメーカー指定銘柄の使用等がございました。また、更には画期的な施設といわれております湿式酸化方式が、特殊な方式となり、運営経費を増加させている現状がございます。

施設運営にあたりましては、各市町村が規模割と実績割の負担金によって、運営されております。運営経費の増加は各市町村に直接に跳ね返ることとなります。そのため、平成20、21年度に専門業者に委託しまして、人口減少や近年の社会状況の変化、処理実績を踏まえて計画所見の見直しを、いま行っているところでございます。そのような中で、更なる維持管理費の削減に向けて、今後、効率的な運転方法の検討と現有施設の課題を抽出し、費用対効果の検討を含め、担当部課長会議でも議論しているところでございます。更には、生活環境部局と下水道部局、それぞれの部門で検討をして、全体で協議を行った中で、経費の削減の方向性をいま求めるところでございます。その会議、昨年からは始まってきておりまして、定期的に浅麓環境施設組合の方で行われてございます。これらの検討結果につきましては、浅麓環境施設組合議会でも当然報告されることとなりますので、議会の皆さまからもこの辺のところから、ご指導、ご協力をお願い申し上げるところでございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いま、課長の方から説明がございました。

広域の方も私が行っていて、屠殺場も非常に赤字で負担金が非常にあると。今回こちらの浅麓環境施設組合も非常に大きな負担金であります。本当に行ってみて感じたのは、やはりこういう施設をつくるには、よほどよく勉強してつくらないと、将来的に大変なことになるなということでもあります。いま話した、広域の屠殺場も、残金があるから途中でやめられないということでもあります。続けて、この施設もそうだと思います。まだ大分残っておりますので、これは何とかみんなで負担していかなければならないという状況であります。

町長は、この施設の副組合長であります。非常に負担金が多いという中で、町長はどのようにこの負担金を減らすか、どのような形で対応しているか、ちょっと町長にお聞きをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 議員ご指摘のとおり、この施設が非常に画期的で、いわゆる最先端の技術を取り入れた施設ということから、予想を超えた維持管理費でありますとか、今後の修繕、また施設の更新などの経費がかかっていくという状況になっておりまして、町としても大変危惧している問題です。これにつきましては、現在、理事者会の中でも、そのそれぞれの4市町の中での経費をどのように、負担をどのように軽減していくかということで、現在そうした計画に基づいて施設の運営というものの改善を進めていくということになっております。

私ども、そういう点から、理事者会の中におきましても、運営に関する経費の増大については、注意深く見守っていくということでもありますけれども、しかし、この施設が町単独での運営ではないという、4市町による一部事務組合という状況でありますので、この点につきましては、これからその都度、各理事者とも協議しながら、経費の削減と、また安全な運営を進めるといふ、そのあり方についても、真剣に議論していく必要があるかと、このように考えております。こういう点では、それぞれの4市町の首長、といえますか、理事者の考え方は、共通した考え方に基づいて前へ進んでいくというふうに考えております。以上であります。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） いずれにしても、私もここへ出向ということで行って見て、びっくりいたしました。そういうことで、町長は副組合長ですので、そこら辺のところ、しっかりとやっていただきたいと、このように思います。いずれにしても、すぐやめるとかやめないとかということとはできない施設でありますので、どのくらい経費を本当に減らせるかと。私も監査ということで行っていますので、大分従業員の皆さんもそういう面では、薬品の使い方とか、いろいろな部分で工夫はしております。いずれにしても、大変な施設だなと。重荷の施設だなということを感じましたので、今回、町側がどういうふうに考えているのか、町長はどういうふうに考えているのかということをお聞きしたかったわけです。

以上で、質問を終わりたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告9番、内堀恵人議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後3時00分）

（休 憩）

（午後3時13分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告10番、市村千恵子議員の質問を許可いたします。

市村千恵子議員。

（11番 市村千恵子君 登壇）

○11番（市村千恵子君） 通告10番、議席番号11番の市村千恵子です。

私は水道水源保全条例制定の考えはという点で質問をしたいと思います。

今日、異常気象による大干ばつや洪水、そして砂漠化の広がりなどで、水を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。国連の資料によれば、水が原因で年間500万人から1,000万人が死亡しています。12億人が安全な飲料水を確保できない状況にあります。また、2025年には、48カ国で水が不足する見込みとあります。こうした中、これからは水不足で世界的に水資源の争奪が激化すると思われると思います。水戦争という言葉も出ているくらいです。21世紀に本当に世界的な水不足が訪れる中、当町は有数な水源地を持っています。また、苗畑を取得して町民の森として条例を整備し、環境保全に努めるとしていることは、こうした世界的にも水不足が心配される中、町にとっては非常に大きな財産となり、これをまたしっかりと後世に残していくべく、保全をしていかなければいけないという観点から、今回の質問をしていきたいと思っております。

こうした世界的な水不足の中で、いま問題が起こっているのは、外資による山林の買収であります。2010年の6月、北海道議会におきましては、全国で初めて外資による山林買収の実例が公表され、これを契機にマスコミが取り上げるようになり、国際的な山林売買の実態というものが明らかになり、多くの方の知るところにもなったところであります。また、2011年11月26日の産経新聞の報道によれば、北海道で外国資本企業や外国人が取得した私有林が33カ所820ヘクタールにも上ることが、道の調査でわかったということでもあります。この所有者で

すけれども、所有企業、個人の所在地というのは、香港が12社ともっとも多く、ほかにはイギリス領バージン諸島所在の1社も香港資本であったと報じられています。こうした水源を抱える公共性の高い森林の所有者として、記録があった2,232社に文書で北海道は回答を求めた調査を行ったそうですが、913社に調査文書が届かず、1万4,000ヘクタールの森林の所有者が特定できずに終わったということも報道されていました。約4万ヘクタールが行政として所有者がつかめない不明資産となっているとのことであります。こうした事態を踏まえても、とても猶予すべき事態になっているなど感じるこのごろであります。

こうした事態に対して、早速自治体も動き出し、水源地周辺の山林を購入したり、水源地保全条例を制定したり、一定の規制をかけるべく動きが出てきております。記憶に新しいところでは、ニセコ町でありますけれども、ニセコは、中国やオーストラリアなど企業や個人の買収された町内の私有林や原野は、2008年から2009年にかけて約17ヘクタール、私にも名前を聞くとわかるこの羊蹄山の麓にある観光地、ニセコ東山温泉やスキー場付近など7カ所、町内の上水道は、ほぼ地下水に頼っているということで、開発による森林伐採や、地下水の過剰な汲み上げなどによる影響が懸念されるとありました。こうした生活用水など、安定的に供給する水ビジネスが国際的にも脚光を浴びる中、町は、ニセコ町ですが、良質な水資源を先行確保しようとする動きではないかと警戒して、独自の対抗策を打ち出す必要があると判断したそうであります。そして、この2011年4月27日ですけど、ニセコ町議会は、臨時議会を開き、地下水の大量採集を事前許可制とする地下水保全条例案と水道水源保護条例案を、全会一致で可決しました。北海道の道によると、道内の自治体が、こうした地下水保全条例や水道水源保護条例というのを条例制定で規制の強い許可制にまで踏み込んだ例は、初めてだとしているところでもあります。5月1日から施行され、両条例とも違反行為には罰金なども科せられているとありました。

こうした中、大分古いと思いますけれども、新聞で見た記憶があったので、ちょっと調べてみましたら、東京都の水道局もやはりいま東京都の水道は約2割を多摩川水系から求めているらしいんですが、上流の奥多摩町や甲府市市内にかけて、約2万2,000ヘクタールの山林、水源林を所有しているそうです。これを2010年4月には水質の向上と水量の安定を図るため、2014年までに4年計画で更に

4, 000ヘクタールに及ぶ民有林の買収に乗り出すということを発表していました。私もこの記事を昨年だったと思うんですけども、新聞報道で見た記憶があります。

そこで、当町には良質な水を提供しているわけです。水源地もあるわけです。小沼簡易水道の寺沢、蟻ヶ沢、それから清万深井戸、塩野深井戸、長坂深井戸、御代田簡易水道の水源地というふうに浅麓水道企業団があるわけですけども、この現状、土地の所有者なり、どのような形になっているのか、現状についてを実態をお聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 大井建設係長。

（建設課長補佐兼建設係長 大井政彦君 登壇）

○建設課長補佐兼建設係長（大井政彦君） お答えいたします。

当町の水源地の現状はということですが、当町が運営しております、先ほどの御代田簡易水道事業、それと並びに小沼地区簡易水道事業、2つ事業がありますが、それにかかわる水源地の現状について、お答えいたします。

初めに、御代田簡水につきましては、浅麓水道企業団から衛生処理済みの上水を受水しまして、区域内の各家庭や事業所などに給水しているため、当町が管理しています独自の水源地ではございません。浅麓水道企業団において、2カ所の湧き水水源と10カ所の地下水井戸を管理しております、すべて標高1,000mから1,200mの官の国有林地内にあると伺っております。この12カ所の水源地を合計いたしまして、当町を含めます2市2町に向けて1日当たり2万5,000<sup>m</sup>の水量を浅麓水道企業団は確保しております、この2万5,000<sup>m</sup>のうちの1日当たり平均して約1,300<sup>m</sup>、5.2%相当でございますが、を御代田簡水が受水しているという状況でございます。

次に、小沼簡水につきましては、2カ所の湧き水水源と3カ所の地下水水源を管理しております、町独自の水源地となっております。それぞれの現状を申し上げますと、寺沢湧き水水源は国有林地内にありまして、1日当たり100<sup>m</sup>の水量を有しております。蟻ヶ沢湧き水水源、こちらは集水枡の周囲約5.8ヘクタールが当町の所有地となっております、1日当たり1,200<sup>m</sup>の水量を有してございます。

3番目に、清万深井戸水源でございますが、約2,800<sup>m</sup>の当町所有地となっ

ておりまして、その周囲は民有地となっております。1日当たり1,920 m<sup>3</sup>の水量を有しております。

塩野深井戸水源、約1,400 m<sup>3</sup>が当町の所有地となっております、その周囲は民有地となっております。1日当たり1,100 m<sup>3</sup>の水量を有しております。

長坂深井戸水源ですが、予備水源で237 m<sup>3</sup>が町有地となっております、その周辺は民有地となっております。1日当たり1,700 m<sup>3</sup>の水量を有しております。

予備水源を含めまして、5カ所の水源地、合計で1日当たり6,020 m<sup>3</sup>の水量を確保してございます。このうち、小沼簡水の1日当たりの使用水量の実績は、1,495 m<sup>3</sup>となっております、確保している水量の25%が水道水として使用されているという現状となっております。

水源の現状については、以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 市村千恵子議員。

○11番（市村千恵子君） いま、課長補佐から答弁をいただきましたけれども、やはり御代田町もその水源地の周辺、水源地は町が所有している部分があるが、その周りというものは、やはり民有地だということで、御代田町もそういった、ちょっと平米的には広くないという中で、その外資系の買収というのですか、ということはいわからないわけですね。御代田町、いま現行では、環境保全条例というものが平成元年3月31日に制定されており、同年の6月20日には御代田町環境保全条例施行規則を設けて、さまざまな規制をかけているわけですが、その水質、水源といえますか、水質汚濁にかかわる特定施設及び規制基準を設けて、規制も行っているという中で、現行の環境保全条例で対応できるのかどうなのか、その点についてをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 大井建設係長。

○建設課長補佐兼建設係長（大井政彦君） お答えいたします。

水道の水源地保全条例等でございますが、先ほど申されました御代田町環境保全条例、同施行規則、それとあと、一緒に合冊になっております御代田町開発指導要綱というものが、住みよい郷土のためにということで、こういった冊子になってございます。

その前に、まず外資系の動向はどうかというお話だったんですが、近隣におけます外国資本により私有林買収の動向、そういったものにつきましては、軽井沢町で

約3ヘクタールが買収されているということのようですが、当町におきましては疑わしいそのような土地買収というものは確認、現在のところされておられません。

先ほどの条例ですが、平成元年3月31日に御代田町環境保全条例、先ほどの水道水源地保全条例というようなことなんですが、名前こそ違うわけですが、御代田町環境保全条例を制定しまして、同年6月22日から施行しております。この条例の第5章の38条から49条にかけて、地下水の保全に関しては、掘削の許可、指導または勧告、措置命令、停止命令、現状回復命令等を定めておりまして、第8章57条から第59条におきまして、罰則も定めております。なお、同条例の施行規則11条において、許可基準も定められております。別表第5ということで、水道法に定める水道事業の水源地より半径約500mの区域並びに町道清万3号線北側及び同町道と県道追分小諸線の交差点部、大字塩野字西横辻地籍より西側の広域農道北側全域、サンラインですね、については、原則として新しく井戸の掘削は許可をしないというふうに、しっかりと明記してございます。既往の水源地と指定されているものにつきましては、これで開発等に関しては、この条例で網羅といいますか、カバーできるものというふうに考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 市村千恵子議員。

○11番（市村千恵子君） いまの課長補佐の答弁では、一応その開発行為においては、すべてこの現行の環境保全条例で網羅できるのではないかと施行規則も含めてですね、で、網羅できるのではないかとという答弁でありました。この水質、環境保全条例、この水道水源のその保護条例という考え方には、その水源枯渇防止型というのと、それから水質汚濁防止型、この両方を併せて制定しているような自治体もあるわけですがけれども、こうした枯渇というところでは、いま水源地の500m以内のところの掘削というのは禁止しているというお話もありましたけれども、その水質汚濁というところでは、いろいろな自治体はかなり広範囲にできるだけその市の、市ですか、都ですか、いろいろな自治体の所有にしようという動きが今あるわけです。そういう意味では、いまのところ買収の報告も、というか、それらしい動きも御代田の町内にはないということでありましたけれども、やはり民地が周りにあるという点では、非常に心配するところではあります。その点については今後の計画というか、考え方みたいなのはありますか。その他町村ではできるだけその水源地の土地を取得していくというようなところもあるわけですが、町としては、

そういう考えはあるのでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 大井建設係長。

○建設課長補佐兼建設係長（大井政彦君） お答えいたします。

先ほどの環境保全条例の中に、別表第4に、水質汚濁にかかる特定施設規制基準というものがございます。こちらも非常に一般的といえ変な話ですけども、施設名称等によって水質汚濁にかかる規制基準というものがかけられているという現状でございます。排出水、特定施設設置します、工場、事業所からの水質汚濁防止法に規定する公共用水池に排出される水、そういったものの規制をかけているところでもございます。

それと、先ほどの保全条例制定の当時の背景といたしますか、バブル期の無秩序な不動産登記、乱開発の防止が急務となっていた背景がございまして、現在の海外資本による水源林の買収と同様というような問題も発生していたわけですが、この時点において、当時企画課の方で中心となって協議を重ね、水道水源地の保全を含め、開発行為の適正化、それとあと公害の防止というふうにもうたわれております。空き地等の環境保全、以上の4つの事柄にかかる事業を行う住民、事業者、土地所有者及び当町に対して、環境保全のための秩序ある、あるいは節度ある事業実施を責務と定めて、御代田町議会の議決をいただいて、同条例の制定にいたったという経過がございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 市村千恵子議員。

○11番（市村千恵子君） いま、本当に先人の方たちが英知を絞って、それでその環境保全条例を制定し、本当に水源を守っていくということがこの環境保全条例の中にはすべて含まれているんだというお話でありました。

その環境保全条例ですべて網羅できるというお話で、一安心はしたわけですけども、いま、水道水源の保全地域といたしますか、を指定しているような条例を定めながら指定しているところもあるわけですけども、そういった指定といたしますか、する考えというのはありますでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 大井建設係長。

○建設課長補佐兼建設係長（大井政彦君） お答えいたします。

別表第5に、水質保全地域は合併浄化槽で保全区域外へ出していただくように指導してございます。ただし、確約書も出してもらうと。町が排水口を整備した場合、

地下浸透から速やかに排水口に放流するようになってございます。

別表第5の、地下水の保全のための必要とする事項といたしまして、井戸の掘削を許可しない。ただし特別の理由があると認める場合においては、この限りではないとしてございますが、水道法に定める水道事業の水源地より約半径500mの区域、それと先ほども申し上げましたけど、町道清万3号線北側、それと県道追分小諸線、これサンラインのことを申しているんですけど、より西側の広域農道の北側全域というふうにされております。いわゆる水質保全区域というものを設けておりまして、そこで規制をして、地下水の保全に努めているという状況でございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 市村千恵子議員。

○11番（市村千恵子君） 失礼しました。いまの説明では、ほぼサンラインの北側はすべてその水質保全の地域に指定されているということの理解でよろしいですか。はい、わかりました。

ですから、この水道水源保全条例というものを制定する考えはということでありましたけれども、現行のその環境保全条例で、御代田の場合はかなり先人の方たちが英知を絞って、よりいま4項目ですね、水質、公害、環境、もう1点あったんですけど、4点について、しっかりとすべて網羅して、定めてきたと。それでいまの現行のこういったいろいろな状況があるが、それで対応できるという理解でよろしいでしょうか。はい。

それで、御代田の場合は、いま言われました浅麓水道企業団、そして御代田簡水ですね、それとそれから小沼簡水と、それから佐久水道を利用されている方がいるわけです。そういう中で、今回、6月2日に地下水等水資源保全連絡調整会議というのが、佐久市の音頭取りで始まったように報道もされておりました。それは本当に軽井沢なんかの、先ほどもあったように、水源はなかったとというものの、山林がかなり大きな範囲で買収されたという報道もある中、本当に佐久市の中でも、やはり水源が佐久市にはなくても、その上流域のところにある中で、やはり佐久市単独ではなく、広域的な取組みをしていかなければならないということで、始まったように聞いておりますけれども、この内容についてをちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それではお答えをいたします。

まず、地下水と水源保全連絡調整会議ということでありまして、これのちょっと経緯についてからご説明申し上げますけれども、最初の投げかけが、5月の上旬に佐久市の建設部の方からございました。そして、環境保全条例と開発指導要綱とを所管しておりますのが企画財政課ということでありまして、私の方で対応をさせていただきました。そのときの投げかけが、地下水等の水源の保全に関して、相互に情報交換、研究、検討を行うため、佐久地域の連絡調整会議を設立したいというお話がございました。こういう投げかけがございまして、これについて特に反対する理由もございませんので、それではということで、ここに入っていくというような考え方をもちました。そして、5月19日に地下水保全連絡調整会議の設立準備会ということ、これにつきましては、いわゆる事務レベルということで、係の者が1名出席をいたしました。ここで設立の趣意書、規約についての説明、それから設立の目的、それから地下水源等の水源保全に係る市町村間の情報交換及び連絡調整、研究、検討をするということの内容、それで6月に総会を開催をしたいという内容のことにつきまして、係の方から報告を受けております。そして、5月28日に、これもご存じだと思いますけれども、信濃毎日新聞の方の一面の左側の方に、大きく出たわけですが、ちょっと話がここまで進んでいるのかという、ちょっと正直、そういう感覚があったんですけれども、事務レベル担当者の皆さんの話がありまして、新聞に出たということでもあります。そして、6月2日に今度は調整会議ということでありまして、私が出席をいたしまして、佐久市、小諸市、佐久穂町、佐久市さんが会長、小諸市さんが副会長、それから佐久穂町さんが副会長です。それで東御市、軽井沢町、立科町、御代田町、それから南佐久郡の町村会、それから佐久水道企業団、それから浅麓水道企業団により、この調整会議が設立されました。そして、オブザーバーとして、伊那市と駒ヶ根市も参加し、各自治体による水資源に関する条例と現状の報告、それから水道事業者による水源、それから給水地域、配水池等の現状がここの中で報告をされました。

それで、先ほどの規約ですけれども、規約で、まず目的で、佐久地域周辺の市民生活に欠かすことのできない貴重な地下水源、地下水等水源を保全していくため、水資源を取り巻く現状を把握し、関係市町村及び団体における問題や課題等につい

て、相互に情報交換を行い、研究、検討を行うことを目的とする。

事業内容ですけれども、地下水等水源保全に係る情報交換及び連絡調整に関すること、地下水と水源保全の研究、検討に関すること、その他目的達成に必要な事項ということでありまして、研究、検討、情報交換というレベルのものであります。それで、これも構成ということではいま申し上げましたけれども、この会議は佐久地域の関係市町村等の担当職員で構成をするということでありまして、佐久市さんも課長、私どもも課長ということで、そのレベルのところの調整会議であります。ですから、その上のレベルの話ではないということでもあります。

このような内容のものであります。そして、ちなみに、この会議の中で、御代田町も含めていろいろなところの水源のいわゆる保全についての、保護保全についての事例発表をなさうということでありまして、御代田町の環境保全条例の第5章ということで、いまの建設課の大井課長補佐の方から、縷々説明がございましたけれども、そのような内容の御代田町が環境保全条例というものがあるということで、他の市、町、村においては、水源の保護ということの中でのもの等はあるんですけれども、御代田町のように、全町にわたって、まず井戸の掘削のための許可、これはだから、全町にわたっての許可です、すべて。それも合理的な理由が5つの理由がないと、許可をできないと、しないということになっておりますので、ほとんど許可することが、もう不可能に近いぐらいの厳しいものですね。それから、先ほどもこれ説明がありましたけれども、浅間サンラインより北側、それから水道水源の500m、ここの部分のところについては、実際に許可はしませんよと、掘削を。特別の事由がない限り。ということになっておりますので、これもほとんど不可能に近い。パーフェクトじゃないですけれども、不可能に近いということで、先ほど、もうお答えしておりますけれども、他の市、町よりも、御代田町の内容というのは、かなり厳しいといえますか、そういう内容のものでありまして、かなり、いわば個人の権利まで踏み込んだような内容のところまで入って、当時策定してあるということで、よく20年前にこれだけ厳しいものを、厳しいといえますか、町のためにこれだけのものをつくったなというふうに思っております。

ということで、かなりのことについては、この内容でクリアはできるだろうというふうに、環境保全条例を所管しております企画財政課としても、そんなふうに思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 市村千恵子議員。

○11番（市村千恵子君） いま、企画財政課長の方から心強い、力強い答弁があり、本当にほっとしているところであります。いま本当に世界的にも水不足の中で、この水源を保有している自治体というのは、本当にこれが将来的には大きな財産になると思っています。後世に残せる、本当に貴重な財産を保有しているわけですから、是非、これを本当に保全に力を入れていかなければいけないと思っていますところ。そういう意味では、現行の環境保全条例でかなり網羅されているという理解を得ました。更に水道、いま、本当に福島第一原発事故などでさまざまな影響が水道水にも及んでいた時期がありました。いち早く本当にホームページをクリックしましたら、御代田町のその水道は、安全ですという、本当に心強い、ちゃんとホームページに載っていたので、心強かったことを思いました。

是非とも、今後も安全・安定的な水の恒久の供給のため、水源保全には努めていただきたいなということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告10番、市村千恵子議員の通告のすべてを終了いたします。

以上をもちまして、一般通告質問のすべてを終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時49分